

「伝統の原理」の形成

—広池千九郎の生涯と伝統尊重の精神の深化—

井 出 元

目	次
はじめに	3 「精神的伝統」論の形成—伝統論の展開(1)—
1 青少年期における家庭環境と就学—伝統尊重の精神の素地—	1) 天理教入信と神道研究の進展
1) 父母の教育と麗沢館における就学	2) 「精神的伝統」の重要性の感得
2) 道德教育および歴史研究にみる伝統尊重の精神	4 「潜在的伝統」論の形成—伝統論の展開(2)—
2 法制史研究と神道研究—伝統尊重の精神の学問的基礎—	1) 「精神的伝統」への報恩とモラル・サイエンスの樹立
1) 東洋法制史研究から神道研究へ	2) 「潜在的伝統」論の確立と「伝統の原理」の形成
2) 「道德の事実」の探求としての神道研究	結び

はじめに

広池千九郎は「⁽¹⁾伝統」という語を用いて、人間としての精神および行動の

基準を示そうとした。「伝統」とは「神（本体）及び聖人より直接にその精神を受け継ぎているところの一つの〔恩人の〕系列の総称」であり、人類社会の秩序と発展、心身の向上と安らぎをもたらす原動力である、という意味において「人類生活の根本」を為すものと定義される。この「伝統」は、親や祖先を中心とする「家の伝統」、国家の主権としての「国の伝統」、自己の精神を更生させてくれた「精神的伝統」に大別され、更に「準伝統」として社会生活における諸々の恩人や先輩が加えられる。また「伝統」に対する尊重と報恩の精神は、社会・国家の平和の礎であると同時に、個人の人格を形成する上で重要な道徳であり、この伝統尊重の観念は「最高道徳」において初めて存するとされる。⁽²⁾したがって最高道徳を実践し精神的な向上をはかるとは、伝統尊重の精神を体得し、その精神を継承し、他人にその精神を移し植える努力を為しつつ実社会において活動することなのである。⁽³⁾

諸伝統の事蹟（業績）を尊重し、常にその人々の立場に立ち、その精神を踏まえて物事に対処することにより、社会生活における秩序が保たれ、当人の人格の向上ならびに心の安らぎと幸福が得られ、人類全体の進化と発展を期することができる、これが「伝統の原理」の眼目とするところである。

広池千九郎の生涯は、この「伝統尊重」の精神と行為で一貫しているということができる。それは青少年期における家庭環境や就学を基礎とし、壮年期における宗教的体験の中で培われたものである。そして、この精神の発露が教育者としての、あるいは救済者としての事蹟であり、学者としての数多くの業績である。晩年に至り学校を開設し、モラロジー教育の普及を意図したのも、この伝統尊重の一念に基づいている。よって『道徳科学の論文』においても、モラロジーの最大の特徴は、「伝統の原理」を明示し、それを教育の根本に据えた点にあることを強調している。要するに「伝統の原理」は広池千九郎の道徳思想の根本を為すものといえることができるのである。そこで、本稿においては、青少年期に培われた敬神・崇祖・愛国・孝行などの精神が、どのような過程を経て所謂「伝統の原理」として確立するかという問題を考察し、広池千九郎の道徳思想の形成過程を究明することを主題とする。

1 青少年期における家庭環境と就学—伝統尊重の精神の素地—

青少年期における周囲の環境は立志の方向を定め、その人の生涯を決定する重要な要因となる。

1) 父母の教育と麗沢館における就学

広池千九郎の思想形成において、その少年時代に家庭環境から受けた影響は多大なものがある。その最大ものは両親の感化であり、ここに伝統尊重の考えの萌芽（原体験）がある。

千九郎は、まず父親の影響について、「亡父の遺稿に題す」という文章の中で「予の家は神代以来の旧家にして、世々神祇に奉仕す。而して敬神・愛国は特に亡父の精神生活を支配せし一大宗教にして、予の少年の頃より予の家庭教育の骨子たりき」と述べていることから、少年時代のしつけの大筋を推察することができる。父君半六は浄土真宗の篤実な信者であり、その地方の人々に対する感化は大きなものがあつた。また、母親リエは士族武信忠助の二女で、武信家は孝行の故をもって親子二代にわたって表彰されたほどであつたという。このことから親孝行のしつけが徹底してなされていた。「おまえは何卒孝行をしてくれよ。親に孝行な者は必ず出世する。家業だけ励む者には親不孝な人もあり、他人に親切な者には怠け者もあれど、孝行者には悪い人はいない。孝は百孝の本なり。おまえはどうぞ孝行してくれ」という母の教えを終生の座右銘としている。

このような両親の感化により、千九郎は少年時代より、常に両親の立場や心を思いやりつつ物事に対処する少年であつた。たとえば、明治十六年十二月に、友人と謀って東京へ遊学しようとした時の事である。「千九郎は同月十四日故郷永添に帰れり。行々自ら考えて謂らく、我れ今脱走せば父母の驚き幾何ぞや、また久しく彼の地にあらば、家産の零落も知るべきなり。たとい後來我れ立身を為すとも功罪相償うに足らず、若かず、父母に謀り父母の許しあるときは遊学し、もし許さざる時は止どまらんにと。十五日、父母に

謁しこれを請い且つ前途の目的を語る。父母許さざるにはあらずといえどもその患い一方ならず。予つらつらその状貌を見るに、予もし遊学せば、たちまち病に臥すべし」と記し、ついに遊学を断念し、「不信の友」となったと述べている。⁽⁶⁾また「千九郎は遠大の志を抱き、四十、五十に至らば小国の王となるか、もしくは大国の宰相となるかの二様にして、その志の少々ならざるなり。而れども、敢えて急進をなすを欲せず。これ父母あるを以てなり」と記している。⁽⁷⁾さらに青年期の記録には、千九郎の持病を心配する両親の心が克明に記され、随所に親の気持ちを思いやる心情をうかがうことができる。このように常に父母の立場、父母の心を忖度して行動するというのが、千九郎少年の生き方であった。更に明治十八年一月に立てた誓いにも「孝行のこと」とあり、京都で生活に困窮していた際にも、自分たちは一度も京見物をせず、両親を呼んで見物させるなど孝行を忘れず、⁽⁸⁾終生、親に対して徹底して孝養を尽くしている。晩年に至り『孝道の科学的研究』を著し、その中で「自己の孝道の甚だ精神的に不完全であったことを自覚した」とし、「今日実に大なる後悔をしている」と述べている。⁽¹⁰⁾親に対して充分孝行した人が、それでもなお孝行したりないと悔いるほどの情が親に対する真の孝心なのである。ここに「家の伝統」を尊重すべきことを強調する所以がある。また親に対する孝行のみならず、国を思い、国の為に努力を惜しまない生き方は大分の小川含章塾（麗沢館）への入塾を機に、より一層堅固なものとなった。

麗沢館時代のことは十分な文献がなく、分明には知り得ない。しかし当時作られた詩文などから推察するに、歴史を通して日本建国の由来と推移を知ったことは、我が国の伝統的文化を尊重し、その将来を憂える情を養う糧となったにちがいない。また当時は日本全体が大きく変動する時期であり、その国運に注目したのは時代の趨勢の然らしむるものである。特に麗沢館が政治結社明倫会の所属であり、その会の規約の中には「尊皇愛国の旨を体し、倫理道德を明らかにする」、「国体を維持し、国権を拡張する」とあり、塾長小川含章をはじめ、明倫会麗沢館の学风の中に愛国・憂国の精神が色濃く存していたことにも由来するのであろう。このことについて、千九郎は晩年に

至り次のように述懐している。

小川含章の御開発によって、はじめて我が日本の国体は皇室の御祖先たる天照大神様と、その前後におけるすべての祖宗の大神様とが天地の公法則をもって、この御国を御造り遊ばされ、且つ我々国民の物質的並びに精神的の父母にならせられたということを知りまして、〔中略〕はじめて私の精神の中にこの日本国体の偉大なることが解り、それが源となって私のあらゆる研究が成り立って、ついに新科学〔モラロジー〕が成立するにいたったのであります。⁽¹¹⁾

また、青年期に培われた孝行の精神や、国を愛し、我が国の行く末を憂う情は、明治二十一年（22才）に刊行した『新編小学修身用書』の内容に反映され、当時における広池の道德思想の一端をうかがうことができる。

2) 道德教育および歴史研究にみる伝統尊重の精神

広池が、青年期を教師として過ごしたことは、その生涯を決定する重要な要因である。そこで培われた教育者としての自覚と生徒に対する周到な配慮は、モラロジー教育の根底に引き継がれている。この点については拙稿「広池千九郎の教育理想」を参照されたい。⁽¹²⁾

『新編小学修身用書』に展開された道德教育の内容を見ると、まず目を引くのは親に対する孝行が徹底して説かれている点である。「貧しくとも親を大切にすべし」（巻の一 第三……以下1-3と示す）、「父母病あらば傍らに侍べるべし」（1-4）、「業を励みて親を養うは子の務めなり」（1-6）、「養育の恩は山よりも高く、母の恩は忘るべからず」（1-8）、「父母のためには艱難を辞すべからず」（1-37）、「父母の己を愛せし心を心として父母に事うべし」（2-16）、「終身孝をつくすも父母の恩に対して足らざる所あり」（2-18）というように、小学児童にとって最も大切な道德として孝行が事例とともに示されている。また「孝子」は「世の模範」であり（1-48）、「世に尊ばれ」（2-3）、孝行は「百行の本」であり（2-44）、「親に事えて孝なれば自然に福あり」ともある（3-25）。孝行を中心として「国民の具有すべき貴重なる氣質」⁽¹³⁾を

涵養することをもって道徳教育の要点であるとしているのである。また国家を尊重するという点については、まず「天子の恩は死に至りても忘るべからず」(3-11)、「自国を思う精神は自己を重からしむ」(3-12)、「真正の愛国心は自己を貴からしむ」(3-16)とし、さらに、

「世益を図るは男女に拘わらず」(1-11)

「力を惜まずして世益を図るべし」(1-29)

「だれも力を尽くして世益を図るべし」(1-34)

「実に世を益するの心ある者は富めどもおごらず」(1-10)

「仕官は国益を図るの意より望むべし」(3-8)

「国事に力を尽くす者は厚き待遇を受く」(3-32)

「己の利害を顧みずして、国家の利益を図るべし」(3-48)

と、世益・国益を図ることを述べ、さらに「国を富ますの術、他なし。物産を興すにあり」(1-9)、「国家に有用なる物産はよく繁殖を図るべし」(2-38)などの項目の下に実学の精神が展開されている。そして、農業の振興を図り、「農法書は国家の宝典なり」(3-1)ともある。これは、人の上下は「世を益する多少」⁽¹⁴⁾にありとする広池の考えを反映したものである。これら青年期における家や国に対する尊重の精神は、後年に至りモラロジーにおいて「家の伝統」や「国の伝統」を尊重する考えへと発展する核をなすものである。

また広池は青年期に歴史家を志し、歴史研究の目的は、「人類の行迹における一定不動の法則」を示すと同時に、人民に郷土の歴史を知らせることにあり⁽¹⁵⁾としている。その理由は「歴史は只に人事社会、各時代の有様を知るのみならず、これによりて先人の言行に鑑み、大にしては国家を経倫し、小にしては一身を世に処するの鑑戒」であるからとする。よって「歴史を講ずるには、必ずその得失を論及するを要し」、「本邦の歴史を講ずるものは、特にその王室の尊厳万国に冠たるの榮と、その国民の勇敢にして忠愛心に富めるの美とを記せざるべからず」とし、「国史は日本を益するを得策とする」⁽¹⁶⁾立場を表明している。⁽¹⁷⁾このように、歴史研究を志したのも国の将来を憂う一念

に因るものであり、後述する「伝統の原理」の学問的基礎を形成する要因となる。

まとめ 以上、青年時代の事蹟を概観したが、これらの思想や活動が当時の政治的あるいは文化的事象を背景としたものであることはいうまでもない。このような事蹟の中に伝統尊重の精神が形成される端緒を見いだすことができる。そして注目すべきは、学究の徒としての真摯な姿勢と、実際に行動する実践家としての姿の双方を伺うことができる点である。ことに実践家としての側面は、地方の教育の改善への努力や、『蚕業新説製種要論』を著すなど地方産業の振興への尽力として表れている。これらの社会的活動への積極的なとりくみは国家全体の繁栄を願い、その将来を憂うる心情の表われである。近郊の宮永における大火の際に檄文を發して義援金を募ったり、子守学校を建てる構想⁽¹⁹⁾や夜間学校を設立する⁽²⁰⁾なども、国家の実状を憂え、世益・国益を図るといふ精神の発露であるといふことができる。ここに広池千九郎の学問が単に机上のものに終始せず、実社会に深く結びついたものであったことが知れよう。このことは広池の生涯を通して一貫して見られるものであり、「伝統の原理」はこのような実学の立場を基礎として構築されたものであることを忘れてはならない。

2 法制史研究と神道研究—伝統尊重の精神の学問的基礎—

以上、広池千九郎の思想形成の端緒を見てきたが、この時期において既に先鞭がつけられていた伝統的文化を尊重し、国家の将来を憂い、国家の主権を尊重するという観念は、その後の専門学の展開により、より堅固な学問的基礎が付与される。

1) 東洋法制史研究から神道研究(日本国体の研究)へ

さて、広池は「伝統の原理」について、それは道徳の事実を帰納したものであることは強調している。たとえば「モラロジーの伝統の原理は、我が祖宗大神の御実行と世界諸聖人の実行との上に一貫せる道徳の事実即ち真理を

帰納して得たところの学問上の原理である。単に諸聖人の教訓を抽象して得た理論と異なりたるものであります」とある。⁽²¹⁾この視点は「伝統の原理」の特質を考える場合の鍵であり、この「道徳の事実」を明らかにしていくことこそ、法制史研究や神道研究の主題となっている。では広池の言う「道徳の事実」とは一体何を意味するのであろうか。そこで、往年の学術研究を中心として、「伝統の原理」の学問的な基礎を探索しておこう。

① 東洋法制史研究の成果とその展開

広池は東洋法制史を論ずるにあたり、中国古代における「法律」という言葉の吟味からはじめている。そして、その法律の語源を探るに際し、中国古代における法律の制定者として聖人に注目し、独自の視点から孔子の聖人たる理由を究明している。そこに展開される広池博士の見解を要約すると、以下のごとくである。

孔子論 まず中国の古代にあたって人間の理想的なあり方を示すものは儒家のいう聖人であり、それは堯舜以下周公旦に至る七人の人々と孔子とをあげることができる。この八人を理想的な人物として掲げるのは儒教の伝統的な考え方であるが、広池はこれらの聖人を二つに分けて、その聖人たる所以を次のように解説している。まず堯から周公旦までの七人については「自ら帝位に登り、天下の政權を掌握して天下万世に師範たる人物」とし、孔子については「身を臣民の列に置いて、その言行天下万世の師範たる人物」として⁽²²⁾。そして、後者すなわち孔子こそ真の聖人であるとして、その理由について、

孔子の事業は、上は中国古代の思想を統合し、下は万世君臣の遵守すべき政治・法律・道徳・文学などの規範を定めて、東洋思想界の太陽たれば、これを聖人と称すること不当にあらざるのみならず、堯舜以下の君主が聖人の尊称を受けしも、その実は孔子その人を待ち始めてここに至りしものなれば、もしこれを直言すれば、真誠の聖人は古今ただ孔子その人のみなりとするも敢えて詛言にあらざるべし。⁽²³⁾【傍点筆者以下同じ】

と述べている。ここに指摘されている孔子の尊重すべき理由は、のちにモラ

ロジーの「伝統の原理」の根底に引き継がれている。すなわち『道徳科学の論文』においては、この考えを發展させ「東洋で聖人ということは、孔子が堯・舜・禹・湯・文・武および周公の七人の徳を頌して、上帝すなわち神の心に一致する精神を有していた人々であるとしたので、これが聖人ということのはじまりであります。しかしながら、その実はかかる事を称道し、一身を捧げて人心の開發および救済に従事せる孔子その人の徳の高きために、この七人の人々がついに最高道徳的に理想化されて、世に聖人と仰がれるようになったのであるともいえるのであります。されば孔子がすべての聖人を大成したので、この人が真の聖人であるのです。今私の使用している聖人という語は、全く孔子の説とその行ないを根拠としているのです」と述べている。⁽²⁴⁾つまり、「伝統尊重」あるいは「伝統祖述」という点に孔子の聖人たる所以を見だし、「伝統を尊重する人が聖人となった」ということの学問上における確信を得ているのである。ここに広池千九郎の思想形成における法制史研究の意義(の一つ)を見いだすことができる。

次に、広池が神道の研究を開始したのは神宮皇学館への赴任を契機としている。しかし、その下地は青年時代において既に培われていた。たとえば、『古事類苑』の神道部を担当したことや、神祇部の資料整理に尽力したことなどは知識の面における素地であり、また、自分の祖先が神官であったという自覚は、精神面における重要な動機づけであった。さらに東洋法制史の研究に於いても常に日本・中国の対比がなされ、中国における儒教的文化と日本における神道的な文化との比較が重要なテーマとなっており、その眼目とするところは、日本の伝統的文化(「日本の国体」)の特色の究明にあった。そこで広池の学問の推移、すなわち東洋法制史研究から国体研究への展開を見ておこう。

法制史研究から国体研究へ 広池千九郎の法制史研究については、すでに同志社大学の内田智雄教授を中心として、その業績の全容が紹介されている。しかし、その生涯を通覧すると、法制史研究から日本国体の研究へとその関心の方向が移行している。広池においては法制史研究の一環としての日本国

体の研究であるのだが、今日の学問の領域からすれば、中国古代の法制史研究から、日本の固有文化の研究(神道研究)へと移行しているのである。そこで、まず『東洋法制史序論』(明治38年刊)を中心として、広池の法制史研究の問題意識を整理し、それと国体の研究との関わりを整理しておこう。

『東洋法制史序論』の主題は、その副題に示されているように「法律という語の意義の研究」にあるが、「法律」の語の意義から論じ起こし、それは「中正・平均」の観念を表出したものであり、「天道」に基づくものであるとしている。この間のことについては、すでに拙稿「広池千九郎における東洋思想史研究」⁽²⁵⁾で触れたので詳述は避けるが、中国における善悪の価値観は「天道」に則るか否かを基準とするという結論は、その後の国体研究(神道研究)にとって重要な意義を持つものである。

まず本書第九章「日本における法律という語の意義」の条において、「日本における法律という語はノリという語」である事から、その「ノリ」という語が法律という意義に用いられた理由を考察し、その「第一理由」として「ノル」は「ノブ」(述べ・宣ぶ)という言葉の変化したものであり、「人の思想の発表」するということの意味し、「他に対し高声を以てこれに事を告げる」ことから、さらに「官吏が公衆に向かって法律を公布する」ということへ転化し、さらに「権力者の発言」という意味を含むようになったとしている。次に「第二理由」として、この「第一理由」の根源へさかのぼり、それは「日本国家の成立の原因」すなわち「一、天照大神のミコトノリ神聖なること。二、歴代皇室の仁慈なること。三、国民が君民同祖の観念を有すること」に起因するものであり、結局「ノリ」は「天皇の命令」という意味を含むようになったとしている。⁽²⁶⁾そして、「日本においては主権者の命令という事が法律の語の本体にして、中国における法律という語の本義とは本末の別ある事を論ず」として、中国の場合は天道から帰納された「中正平均」という観念が「法」と考えられ、そこには命令という要素が含まれていないのに対して、日本の場合は「主権者(天皇)の命令」が「法」と考えられている点に特色があるとしている。⁽²⁷⁾

そして、第十章の「結論」において、「中国と日本の主義の根本的相異」は、中国は「民主主義・個人主義」が発達し、「帝王社会主義」を理想としてはいたが、それは「聖人の治世」にのみ行なわれたものであり、実際は革命を是認し、また多くの王朝の交替が行なわれた。これに対し日本の場合には「君主主義・国家主義」が発達し、天皇を中心として国体を育ててきたとし、「帝王社会主義その国〔日本〕に行なわれて、革命の不幸未だかつて之ありし事なく、上下一致、国運世を逐うて隆盛に赴くの状態なり。而して此に関する詳細の説明は即ち予が既往において研究せし所にして、これより將に世に問わんとする事項に属す」と結んでいる。⁽²⁸⁾

以上のべたように、『東洋法制史序論』において、既に日本と中国との国体の相異に着眼し、日本の固有文化の特色が指摘されている。そして、国家の法律・道徳などはすべて、その国家の風土・慣習つまり国体の特色を踏まえたものでなければ実効性がないという広池の考え方からすると、日本の法律や道徳はすべて日本固有の文化(日本の国体)に基づかなければならないのである。では日本固有の文化とは一体何なのか。この問題こそ『伊勢神宮』(明治41年刊)及び一連の神道研究の主題となっている。この意味において上述した法制史研究の問題意識は『伊勢神宮』において発展され、やがて日本の国体の淵源は天照大神の「慈悲寛大自己反省」の精神に在るという考えを考定するに至る。ここに法制史研究から国体研究(神道研究)への展開の必然性を見出すことができる。これは後にモラロジーにおける最高道徳論の基礎を形成することに直結する。

②日本国体の特色—『伊勢神宮』の主題—

『伊勢神宮』は明治四十一年に出版された広池における国体研究の最初の著書である。本書の目的は「我が国体の淵源を論述して、併せて神宮の歴史、沿革、現状を記載し来たるものにして、その内容は我が日本国民のあまねく知悉せざるべからざる事項に属す」とし、第二緒言(明治42年2月15日追記)の中で、国体の研究は結局「憲法の研究」を中心とすべきことを述べ、その教育上の意義について

普通教育の要は、その国民固有の性格を保存発達せしめ、その国家の基礎を鞏固にし、併せてその国家の進歩発展を期するに在り。もしそれその国民の固有する事物に至りては自然に放置して可なり、これを説明するに及ばず、誘掖するに及ばずというもののごときは、これ教育を無視する暴論にして取るに足らず。〔略〕我には我固有の大道の存するありて、我が国民の精神界を支配し、我が国家の基礎となれるなり。果たして然らば、これを研究し、これを保存し、将たこれを發育して、以て大に我が国家の発展に資する事は、是れ学者、政治家、教育家等のごとき社会の木鐸たる人の任務にあらずや。而して、真正の教育とは、即ち斯くのごとき大業を完成するの謂にあらずや。⁽³¹⁾

としている。ここにいう「国民固有の性格」を知るとは、具体的には伊勢神宮と日本国体との関係を知ることであり、その背後には、当時において外国人の日本研究が往々にして日本の本来の国風に対する誤った認識を広めつつあることに対する懸念がある。その最大の問題は天照大神に対する誤解である。⁽³²⁾そして、ここにおいて東洋法制史研究において得た結論（すなわち、中国は「天道」を中心として文化が発展してきたという見解）を合わせ、「予は、専攻学の立脚地より、彼我〔中国・日本〕崇拜思想の根本にさかのぼりて、研鑽漸く歳を積み、その結果ついに中国民族の絶対的崇拜物は祖先にあらずして全く天道に在り、日本民族の絶対的崇拜物は祖先殊に国民の総本家たる君家の大祖先に在ることを確認するに至れり」と述べている。⁽³³⁾そして、中国民族の思想においては「天の威靈は絶対無限にして、自己の祖先よりも尊きものたるを信仰せし事」とし、「所謂祖先として崇拜する所のものは、有虞三代を首として歴代各々これを異にし、特にその祖先は必ずしも血縁の如何を論ぜず、有徳者を以てこれに当てる事」にあり、「これ実に大に我が日本民族の思想と異なる所にして、世界学者の知らずんばあるべからざる一大問題なりとす」としている。⁽³⁴⁾この日本と中国との国体の差異に関する考察から、以下のような結論を得ている。

まず中国民族は「天を以て絶対的信仰の目的物」とするが故に、主権者そ

の人格徳望は天と一致せざるべからずという思想を保有し、従ってその主権者は、必ずその民族間において「聖人」と称せられる人物に限られている。⁽³⁵⁾この中国的な主権者に対する思想は、日本人の皇室に対する思想と「正反対に出ざる所」であり、この両者の考えかたの差は、その主権者に対する観念に非常な大差を生じ、「中国に至りては、その絶対崇拜の目的物たる天と同一の人格を有するものを主権者として仰ぐべく、従って、その主権者の種族並びに由緒及び伝来の天子の宝器のごときも、毫も問うべきところにあらざるなり。然るにこれに反して我が日本においては主権者はその絶対崇拜の目的物たる天祖天照大神の御子孫たる天皇たらざるべからず。即ちその臣民の総本家たる皇室の正統者たらざるべからず」と観念されるに至った。⁽³⁶⁾そして、

彼〔中国〕は天道を信仰して、その代表者たるべき人を主権者と為し、我〔日本〕は天祖を崇拜して、その直系の御子孫を主権者と仰ぐこと。これ両者における根本思想の差別より来たれる結果にして、彼〔中国〕は国家的に発達せずして社会的に発達し、我〔日本〕は則ち国家的に発達せる理由、亦実此に存するを知るべし。されば祖先崇拜の国風は是れ正しく日本国体の由りて来る第五の最大原因なりと称すべし。⁽³⁷⁾

と結論している。

以上、法制史研究と国体研究との問題意識の関わりについてのべたが、要するに日本の文化的特色に対する吟味を主題とし、日本の固有の文化、とりわけ固有の道徳思想の特色の究明を主題としているのである。そして、この研究成果は一連の神道研究により更に深められていく。

2) 「道徳の事実」の探求としての神道研究

広池千九郎の学者としての研究領域は広範であるが、神道研究に最も多くの時間を費やしており、広池の学問の基礎を為している。

① 広池千九郎における神道研究

初めに広池の用いている神道の概念の特色を整理しておこう。

その常套手段として、まず字義を明らかにすることから論じているが、それによると「神道」は「神の道」と訓じ、「神」とは崇拜の義であり、上・頭・髪・守などのごとく、すべて上位すなわち崇拜すべき地位にあるものをいうとし、「道」とは、人の進むべき道をいうとしている。そして、これらの語源から推して、神道とは「神の道理」、「神の法則」の義であると結論している⁽³⁸⁾。また日本における神道の起源について、それは何時であると確定する事はできないものであり、「日本民族の発生と同時に起こりしもの」、「日本民族と神道とは同時の発生である」としている⁽³⁹⁾。このことから広池のいう「神道」とは極めて広義のものであるということが出来る。しかし、その神道なるものを具体的にあらわした時があり、諸冊二尊の天地開闢神話や天祖の天岩戸籠りの神話もその一つであるとし、これらの神話の中に日本固有の道德思想の淵源を見いだしている⁽⁴⁰⁾。この意味において「神道」こそ将来日本文化の基礎を為すべき日本固有の道德法なのである。すなわち

神道の起源は日本民族の起源と同時に、日本民族の祖先がかつて共に行いし所の所謂日本民族の慣習即ち道德法を、天祖天照大神が具体的にその綱領を我が国民に示し賜いたるものなればなり。従って天祖の大詔は、天祖直系の御子孫と国民とが遵守すべき国民的道德、政治的道德にして、⁽⁴¹⁾換言すれば我が日本民族の倫理教にして、また憲法なればなり。

と述べている。また、この「倫理道德の教え」としての側面こそ広池の所謂神道の中核をなすものであり、それは宗教的要素を併わせ含んだものとして⁽⁴²⁾いる。

以上紹介したように、広池のいう神道とは極めて広義のものであり、また倫理道德としての側面に注目していることが知れる。ここに広池千九郎の神道解釈の特色があるといえよう。そして、この「倫理道德の教え」について「個人の道德のことにあらずして、政治・道德というべきものであらんと思ふ。即ちこのことは個人についてのことにあらずして、国家的のものである。而して、これをなお厳密に指示するときは、君臣の間の道德、即ち中国人の所謂大義名分を示したものであると思ふなり」と述べている⁽⁴³⁾。これが

『伊勢神宮』において確認されていた「日本国体の特質」と表裏一体となって、広池の神道に対する中心的概念を構成している。

そして、この日本国民の倫理道德の象徴ともいべきものが「神社」なのである。たとえば、当時の日本は国家主義、家族制度主義を中心としているので「個人に向かいては、その個人の個人的幸福を主とする事をやめて、国民的道德を要求すること甚だ切なり。而して、我が国においては我が建国の性質上、国家と家族と同一なれば、国民的道德は家族制度の上在りて、孝悌及び祖先崇拜は自ずから我が国民的道德の根本的道義たる形を為す、この故に倫理を主とする神社の目的は、国法上報本反始の礼を尽くすにあり」、所謂「報本反始」の終局の目的は「国祖天照大神の崇拜」に在る。従ってその天照大神の精神を継承するもの、もしくはその代理者としての天皇に向かい、これに報恩し忠勤する事を以て「最上の道德」となし、伊勢神宮を頂点として各地に点在する神社の意義は、この道德心を高揚することに帰着するのである⁽⁴⁴⁾。

②「神社中心主義」における伝統論の展開

この神社を中心とする考えは、神社における祭祀の研究として展開されている。このことについては前掲「広池千九郎における東洋思想史研究」において詳述した。ここにおいては、明治四十四年、伊勢神宮在職の神官および学生を対象とした「神社中心主義」と題する講演を中心として、広池の伝統論の一端を紹介しよう。なお、この講演は、大正4年『神社崇敬と宗教』として刊行された。

本講演の目的は、神社崇敬が日本において重要な意義をもつものであり、それは「国家の人心の統一」と「国力の充実発展」とにあるとし、神社崇敬が一般において神職のみを中心として考えられていることの誤解を正そうというのである⁽⁴⁵⁾。そして、その原因は神社そのものに対する正しい認識がなされていないためであるとして、「祖先崇拜と家族制度」、「神社の歴史的価値」、「国法上における神社の性質」などの条下において、神社の起源沿革にふれている。

まず、当時における社会風潮の一端に触れ、神社を中心として国民の敬神思想を惹起し、祖先崇拜の観念を函養し、個人道徳や国民道徳の基礎を固めることの急務を訴えている。それは当時の「教育勅語」や「戊申詔書」などの精神を普及する事への贅辞であり、一徳会・斯民会・斯道会などにおける精神教育への共感である。

そして我々一人一人の存在は父母・祖父母・曾祖父母・高祖父母とたどり、それは家の祖先、更に本家の祖先、氏族の祖先にまで及び、やがて「日本民族の根本的大祖先」即ち天照大神にまで及ぶものであるとして、伊勢神宮において天照大神をまつる理由に言及している。そして、著書『伊勢神宮』において既に明らかにされていた 諾冊二尊の修業と三貴神の出現の神話に触れ、特に二尊の憶原のハラミソギの説話に注目し、以下のように結論している。

二尊の御修行の結果は実に偉大にして、その心身のすべての罪惡を罷脱し玉い、無上純真の神性を發揮せられ玉いしものと見えて、忽ち三貴神の御生誕と為り、就中天照大神と神性無双宇宙大主宰の神、吾人日本民族の大祖先、日本帝国の国祖と為らせ玉うに至りしものである。而して、この事実は「吾人人類の内界の革命が偉大の結果を現すものである」という日本民族の道徳上の基礎的観念を表示したるものとして、実に千歳の下、人類社会の一大教訓と謂うべきものであって、我が日本民族の敬神思想、倫理思想、宗教的観念の根本であり、出発点であって、また最終点たる事を了知すべきである。⁽⁴⁶⁾

ここにおいて国家の親（国祖）を尊重することの理由が示されている。このことは先述した法制史研究・国体研究における日本の文化の特質についての指摘により裏付けられたものである。また「内界の革命」すなわち心の立て替え（道徳の実行）の意義に言及していることも注目に値する（この点は、後年、広池の道徳論の要となる）。

次に各自の祖先即ち氏神や直接の家の祖先に対しての謝恩と慰籍奉養に力を尽くして「酬恩」（報恩）に努力することが強調されている。ここに個人を

単位とする諸外国の習慣に比して、日本独自の家族制度の特質を見出だしている。これは当時の社会の趨勢が個人主義に傾きつつあるのを見据えてのものであり、また日本の家族主義はギリシヤやローマのように、むやみに家長の権力を認めるのではなく、国家全体が皇室を総本家として、国祖崇拜のもとに統一されているところの家族国家であるところに一大特色を見いだしている。この点こそ日本人として十分に覚醒されなければならないことなのである。⁽⁴⁷⁾

そして、神社の歴史的性質を述べ、それはただ祖先を祭っただけのものではなく、人類の生存発達に功勞のあった人々をまつり、さらに日月山川などの恩沢に対する崇拜も含まれている事を指摘している。⁽⁴⁸⁾ それらを神社にまつる理由は、祖先および祖先以外のものを問わず、「その本を思い、その恩に報ずる」という精神に貫かれ、万有の力によって我が身が生存し発展し得るということに感謝することを基礎としている。神社における氏神と産土神との祭祀は、伊勢神宮の内宮・外宮に代表されるように「時間的には祖先ありて我が身あり、空間的には衣食住ありて我身が生活しうるといふ人類生存の根本的原因を吾人の祖先が、その信仰上の表示として現したものであって、これを学文的に見ても余程合理的な思想の表出という事ができる」と述べている。⁽⁵⁰⁾

また法律上の神社の意義を論じ、それは明治三十三年、神社局と宗教局との分離により、神宮神社と神道教会とは法律上区別して考えられるようになり、神社は国法上にて「報本反始の礼を修める公の礼拝所であって、祈願修法の霊場ではない」としている。⁽⁵¹⁾ そして、教会で行なう行事と神社で行なう行事とは、法律上別途のものに見なされ、「神社は各宗教の上に超越して国民一般に崇拜せられるべき性質のものにして、その尊崇は国民道徳上の重大な義務であって、個人の好悪によることはできぬ」と述べている。⁽⁵²⁾ この神社中心の考えは日本人にとって至上のものであり、もしも宗教の教義上、神社参拝を拒むことがあったならば、その宗教が、たとえ個人救済しうかに卓越するものがあつたとしても、国体を干格するものとして拒否すべきであるとされている。⁽⁵³⁾

神社崇敬の意義 広池は、以上のごとく神社をもって国民道徳の源として位置付けたのちに、第五章「神の実質と人心の訓練」の題下において、神社に祭られている諸神の背後に「根本の神」が存在している事を日本の神話から帰納している。『古事記』にみえる天つ神・天の御中主の神・高皇産靈神・神産靈神、また『日本書紀』にみえる天の常立の神・国の常立の神などの実質は「宇宙万有の大祖」ともいうべきものであり、その「神霊」は宇宙万有とともに進歩し、二尊に至って人道の基礎が次第に確立され、天祖に至って日本帝国の基礎が確立された。このことから、日本民族は古くより「宇宙建設の最初の神霊」の存在を認めていたことが知れるとしている。そして、この「神霊」の性質は、「叡知」(Intellect)であり、その目的とするところは「慈悲」(Benevolence)である。つまり、神の智には愛が含まれ、また神の愛には智が含まれるという点を強調している。日本人が崇拜してきた「神」とは、このような性格を有するものである。この神の叡知と慈悲とを継承して国家の建設に功勞のあったものが、各神社に祭られている神々である。よって、家に祭られている祖先(「小祖先」)、神社にまつられている民族の発展に寄与した祖先(中祖先)、そして、これら諸神の上に天祖(「大祖先」)が存在し、その背後にさらに根本の神霊が存在するのである。この根本神霊の性質(即ち叡知と慈悲)こそ、総ての規範の根本を為すものであり、人間の道徳行為もこれに基づかなければならないとし、文明の進歩と共に道徳もこの「慈悲」にまで高め、進化させなければならぬとしている。この考えの究極の目的は「吾人も亦その自由意思の働きによって向上発展の途に上り努力奮闘して進むならば、必ず神の位置に到達して幸福と光榮とを享受することが出来る」と述べているように、道徳実行の奨励に在るのである。この点は、道徳の進化を説くモラロジー理論の基礎となっている。

また第六章「神社崇敬に関する国民の心得」においては、以上の神に対する見解を踏まえて、「所謂真正の神社崇敬ということは神様を中心として何事を為すも神様に対してする心にて働くことである」とし、それは(1)「祖先を以て吾身の根本となす観念」、(2)「万有の力によって吾人の生存発達を遂

ぐる事を感謝する観念と吾人の祖先の代々に社会国家を経営改良して今日に至らしめたる事を感謝する観念」、(3)「宇宙自然の法則を認め因果律を認むる観念」と、大きく三つに分けることができるとしている。そして「正直に誠実に働くという事は誰に向かってするのでもない、各自に神様の大恩に報いる為にするのである」というように報本反始の観念から万事神様に対して働くものである」という精神を強調している。ここに神社崇敬を通して養われる国民道徳の源泉がある。これはモラロジーの「伝統の原理」において伝統を国と家とに分け、その背後に神を想定し、「自然的道徳法」として報恩行為を意義づける考えとして発展する核をなすものである。ここにモラロジーにおける伝統論の骨子をなす伝統の種別と、その淵源および報恩の意義に関する思想の学問的な基礎を見出すことができる。

教派的神道の意義 第七章以降は神社崇敬上の施設に関する説明であり、神職・講話・施設・祝詞などについての解説である。そして第八章「宗教的神道の信仰」において実生活上における神道の意義に言及している。神社は町村や国家に対する公共心・国民的道徳心の發揮を望む事を目的としているのであって、個人の心の善悪までは問わない。しかし神社成立の歴史から見ると、それは「宗教的神道」の要素をも包含しているのであるから、各人が神社崇敬を通して「神徳に憧憬し、これを宗教的に信仰して安心立命の対象物と為し」、神の目的たる慈悲を行ない、神の手に救われて、精神的に豊かな境地にまで到達することが出来るならば、それは「人生の終局の境界」であるとしている。このように個人の人生を中心として見るならば宗教的神道の存在は極めて重大であるが、宗教と神社とを分離した憲法からして、このような宗教的信仰を求める人々は、表面上神社とは関係がないこととなり、ここにおいて、はじめて「宗教としての神道の教会」が必要となる。この点に教派神道の存在意義を見いだしており、後に天理教研究へ展開する糸口を見出だす事ができる。よって広池は国家の秩序と個人の精神的向上との双方の立場から神社と天理教などの教派神道の教会の併設を唱導するのである。

さらに「宗教としての我が固有神道の信仰の実質」に言及している(第九

章)。すなわち「まず一方に因果律を認め、又一方には人類の意志の自由を認め、而して次に人類は宇宙自然の法則に従い、その法則によりて生生活動発達する事を得るものなりと信じて、祖先偉人宇宙万有に対してすべてこれに感謝し、而して自己の現在の境遇は幸不幸を論ぜず、すべて自分の心から出てきた結果であると信じて『我が過去の心事及び行為を回想してみるのに、一つも神の御心たる純粹なる慈愛の心事に本づける慈愛的行為はないのであるから、かかる罪惡の身が今日かかる境遇に居れるのは神の恩寵である』というように、その境遇を喜び、その神の恩寵を感謝し、さて『これからは我が心を改め、我が罪惡を根絶して善行を将来に励むべし』との事を神様に誓い、以て遷善改過の懺悔を為すというにあるものごとし」として⁽⁶⁴⁾いる。この点に、モラロジーにおける神に対する礼拝についての考え方の萌芽を見い出すことができる。

また、第十章「神道教会の必要」の条下にて、神社は国法上、宗教として国民感化の任に当たる事ができず、個人的信仰では、その「教化力」が一般人に及ばず、また「孤立した信仰」は永続と進歩とを期しがたいので、「神道の教会」を必要とするとし、固有神道の精神を時代に相応した形で展開する必要性を力説している。このような観点から実社会における教派神道の活動に注目し、これはやがて天理教研究へと展開していく。

まとめ 以上、広池千九郎の法制史研究から神道研究への研究領域の推移を考察し、その間において伊勢神宮を中心とする国民道徳の振興が提唱され、その内容は「国の伝統」を第一とするモラロジーの「伝統の原理」の学問的な基礎を為していることを述べた。ことに、そこで強調されているのは「報恩」の精神であり、諸々の恩人に対する報恩的行為は自然的道徳法としてその意義が正されている。そして、その恩人の背後にある「万有の祖」とも稱すべき根本神の意志を継承することが、日本人としての道徳の根本であるとしている。この意味において一連の神道研究は「伝統尊重」を根本に据えるモラロジーの道徳論の基礎を為しているといえることができる。また「倫理的な神道」と「宗教的神道」との併存を説き、教派神道の実社会における人心救

済の実績と、個人の信仰における教会の必要性を強調している点を見落してはならない。⁽⁶⁶⁾これらの研究成果を踏まえ、さらに自身の精神的な欲求から、明治四十二年に天理教の信徒となり、これを契機として「伝統尊重」の考えは更に大きく展開していく。

3 「精神的伝統」論の形成—伝統論の展開 (1)—

以上、往年の専門学を中心に伝統尊重の観念の基礎が形成される過程を考察した。ことに東洋法制史研究や神道研究において展開されている道徳思想から、我々は「伝統の原理」の思想的背景を知ることができよう。これらは共に広池の前半生を中心としたものであり、「伝統の原理」の学問的基礎といえることができる。しかし、この段階における伝統論は、その後の広池千九郎自身の体験を経て、はじめて最高道徳の実践原理としての高みに達していくのである。それは、一に「精神的伝統」の重要性の感得という問題であり、二に「潜在的伝統」論の確立である。この二つの要素こそ「最高道徳」論の要とするところである。

では、この二つの要素はどのような経過を経て形式されるのであろうか。これらの要素の形成は、明治末以後における宗教との出会い（天理教への入信）、および信徒としての救済活動の体験に大きくかかわっている。

1) 天理教入信と神道研究の進展

広池は、その家系や家庭環境により、少年時代より宗教的心情に富み、更に青年期における歴史や宗教の研究などにより、その敬神の念を培いつつあった。しかし『古事類苑』の編纂時における過激な仕事による病の悪化を機に、宗教に精神的な安定を求めようになった。その途上において天理教と出会い、更に宗教心を深め、求道者として、あるいは救済者としての道を歩み始めるのである。

天理教と出会うきっかけとなったのは、明治四十一年に神宮皇学館へ赴任し神道史を担当した⁽⁶⁷⁾ことである。「神道史を教えて行く間に、どうしても現

代の神道を研究しなくてはならないと感じたのである。一学問上より一爾来現在の十三派の神道の研究を始めたのである」と述べている。⁽⁶⁸⁾ここにいう「現代の神道」の中に天理教が入っていたことはいうまでもない。つまり神道研究の一環として天理教に注目しているのである。

①「慈悲寛大自己反省」の精神の発見

この天理教との出会いは、広池の学問全体に大きな示唆を与えることになった。この間における国体研究の進展について、次のように述べている。

予は既記の如く明治四十一年拙著『伊勢神宮』を公けにして、我国体の淵源に就き各方面より種々に之を研究考察せしも当時具体的に其淵源の要点と称す可き処を認むる事が出来なかつたので、其間自ら論旨不徹底を免れざりき。然るに予は翌四十二年に至て天理教の宗教的信仰を得たるより、ここに始めて天祖の天の岩戸籠りの御時に於ける御心事御状態は正しく慈悲寛大自己反省の宗教的大聖徳の御発現たりし事を発見し、而して、これが即ち我日本魂及び武士道の根本観念であり、教育勅語・戊申詔書に現れたる国民公私道徳の基礎であり、祖宗の御遺訓であり、我万世一系の精華であり、教育の淵源である事を確認したのである。⁽⁶⁹⁾

ここに自身の思想形成における天理教への入信の意義が端的に語られている。さらに当時を述懐して以下のごとく述べている。

予も亦素より当初は宗教心と云うものがなく、唯単に敬神尊皇愛国の道を知って居ただけの純然たる愛国主義の学者に過ぎなかつたのでありましたから、こう云うような慈悲寛大とか自己反省とか云う事が如何に偉大な道徳上の価値のあるものか、又これが宇宙の真理としてどの位尊いものであるかと云う事などは深く気を留めなかつたのですから、全く軽々に之を看過して居ったのであります。然る処既記の如く明治四十二年に至って予は始めて天理教に接触して宗教上の信念と云うものを深く心に獲得する事が出来た為に忽然として右の正鉄翁の説をも想起し、ここに我国体の淵源に関して一つの大きな発見をさしていたべく事が出来たのであります。⁽⁷⁰⁾

ここにいう「一つの大きな発見」とは、「慈悲寛大自己反省」の精神が天照

大神の天岩戸籠りの際の精神であり、それが日本国体の淵源であるということについての覚醒をいう。

この覚醒の背後には広池自身の信仰心の深まりという重要な要素がある。それは明治三十七年ごろからの病気の悪化を機としている。この病を契機として信仰に身を投ずることになり、最高道徳を自ら実践するという気概もここから生ずるのである。しかし、当初は主として仏教とか耶蘇教に信仰を求め、神道に求めたのではなかつた。神道について知識の上では十分な造詣がと有ったいえども、個人の信仰の対象としては全く眼中になかつたのである。しかし先に触れたように、神宮皇学館への赴任ということを契機として「現代の神道」〔教派神道をいう〕の研究を始めたところが、「自分の予期とは全然反対であつて、現代の神道というものは、実に大体に於いて立派なもので、そうして、その教えは何れも古代我が民族の間に発生した倫理思想に基づき、その布教の方法は、何れも単純であつて、殊に十三派神道の内の有力なる一・二の教派に於いては、その布教の教師といい、数百万の信徒といい、その信仰の堅いことや、その品性の高潔なることは、実に宗教としては、理想に近いものと思はるほど立派なものである」ということを調べ出し、そのことがきっかけとなつて「自分に於いて始めて信仰の念が起こつた」としている。⁽⁷¹⁾この「信仰の念」こそ「慈悲寛大自己反省」の精神を発見する重要な素地となるのである。そして、

一九〇九年〔明治四十二年〕の頃に至つては、どうしても宗教の力でなくては、このままに生命を保持して、自分の専門学を大成する事は出来ぬものと考えまして、それから色々日本の内外における宗教の知識は持つておりましたれど、真に信仰を求めた事はなかつたのですが、しかし私の父は私の祖先以来、浄土真宗の深い信者で、著述まで残してある位（この著述は近々出版致します）ですから、私には宗教の信仰の遺伝も、家庭教育も十分にあります上に、私の家のもと神官の家筋にて、私は幼少より敬神の念に富み、伊勢神宮には十九個年間も奉仕しております次第ですから、今回は痛切にこれを求むる心になり、これがため始めてソクラテス・キリス

ト・釈迦・孔子及び日本の古神道の精神を代表せる天祖を始め、世界の聖人と称せらるる所の神人一致の域に達せらるる御方々の御心を悟らしていただきましたが、しかしまだ私の精神の中には所謂コンバージョン〔更生〕の曙光が輝いておるのみで、真のコンバージョンが出来ておらなかったのです。⁽⁷²⁾

と述懐しているように、その後「真のコンバージョン」を求めて求道者としての道を歩みはじめるのである。

②「生きた人格の感化」の重要性

広池が天理教信徒としての道を歩むのは、上述したように、一方において学問的関心によるものであるが、他方、実生活の場における天理教信徒との出会いがあった。この出会いこそ「真のコンバージョン」をなさしめる直接の契機である。信仰心の昂揚という事が個人の人生観の根底にかかわるものであることから、伊勢における勢山教会の信徒との出会いは広池の生涯の中で極めて重要な意味をもっている。

天理教信徒との出会い この信徒との出会いについては「伊勢神宮のお膝下に住する矢納幸吉といえる老宗家に接して、まずその人格の並ならざる所に、一種の言うべからざる崇敬の念を起し、続いてその人格は天理教教祖中山ミキ子的人格により来ておる事が分って、更にその人格を討尋するに当たり、ここに端なくも私の全精神を傾倒し、全人格を根本的に変化せしむる一大動機を得たのであります」と述べている。⁽⁷³⁾ここに言う「一大動機」とは、信仰心、道徳心の重要性の感得をいう。そして、信徒となった理由について次のように述べている。

なぜに、特に天理教になったかと申せば、年来久しく私は日本皇室の万世一系の原因は、天祖の御聖徳と歴代天皇の御高徳とによるものと信じておったれど、その特別の証拠を確乎と握り得なかったのです。然るに今、天理教教祖の行為を調査して見るに、学問・地位あるにあらず、ただその行為としては前記のごとくに慈悲寛大にして何事も自己に反省するというので、一見何等の奇なきがごときも、能くこれを事実に行うて見ようとした

らば決して我々凡人の出来る事ではない。而して教祖はこれを実行したために、ついに天啓を受けたというのです。そこで私は一日、翻然として開悟したのです。即ちミキ子が民間の一匹婦にして、かかる新宗教の教祖となりし事、正にこの最高道徳の実行から起こっておるという事を悟ったのです。それから更に天祖の天の岩戸籠りの際における御聖徳を回想したのです。ここにおいて私の胸中に多年の懸案であった一大問題が一時に氷解したのです。而して私は始めて、心の底から所謂世界諸聖人の真の人格というものを悟る事が出来て、これから次々にモラル・サイエンスで所謂最高道徳の真理を感得し、ここに神来の感興（インスピレーション）を引き起して、宗教的信念を湧発したのです。それ故に、この意味から天理教を信じたのです。⁽⁷⁴⁾

文中の「一大問題」の氷解とは先に述べた「慈悲寛大自己反省」の精神の発見をいう。要するに、この天理教信徒としての体験を通して、後の所謂「最高道徳」への覚醒があり、モラル・サイエンス（道徳科学）を樹立することへの意志を固めるのである。⁽⁷⁵⁾そしてこの発見を踏まえて、国体研究が深められ、「神宮中心国体論」（『伊勢神宮と我が国体』所収）や『日本憲法淵源論』などが発表された。この二書の主題は、「慈悲寛大自己反省」の精神を核とする「新政治道徳」論を説くことに在り、後の「最高道徳」論の序説ともいふべき重要な位置を占めるものである。

2)「精神的伝統」の重要性の感得

前述したように、「最高道徳」の核心である「慈悲寛大自己反省」の精神を感得したのは、天理教教祖に対する信仰の深化に起因する。よって広池の説く「最高道徳」の実行には信仰の精神が不可欠であるとされる。たとえば「宗教を信じて、最高道徳を実行する者ならでは真の幸福無し」と述べ、⁽⁷⁶⁾「少々最高道徳を知的に聞き流し、もしくは少々これを実行した位では真の改心を為して新たなる幸福の曙光を見るなどは出来ません」と述べている。⁽⁷⁷⁾つまり、最高道徳は宗教に付属するものではないが、真に最高道徳を体得す

るためには深い信仰心が必要であるというのである。何故ならば最高道徳を実行するには、各人の根本的な心の立て替えを前提とし、それには神に対して一身を投げ出して帰依するだけの深い信仰心が不可欠なのである。この体験こそ天理教に入信して得た最大の成果であり、モラロジーにおいても「最高道徳的信仰」の必要性が説かれ、「神の原理」が重要な位置を占めている所以である。この事については更に次のように述べている。

この最高道徳の特に顕著なる効力を発揮することは、宇宙における根本實在の神の信仰と化合して、それが人間の理性・感情及び意志の根本たる精神に植え付けられた時にあるのです。(略) さて右のごとく神の信仰と化合して、新たに一つの生命を持って、ある一人の人間の精神の中に生まれ出でた最高道徳は、これはただ単にモラル・サイエンスという一つの科学から得た知的のそれよりも、また単に知的だけでなく、その上に実際のおよび経験的の修養を経たそれよりも、更に数倍の勢力を有して、有効に人類の霊的もしくは物質的救済に活躍する事が出来るのです。これは私の理論ではなくして、私の過去十数年間におけるもっとも確実なる自己の経験の結果と、他人を指導して得たる所の確固たる事実です。⁽⁷⁸⁾

そして、さらに道徳(最高道徳)が「道徳実行の標準」を示すものであるのに対して、宗教(信仰)は、「道徳実行の活力素」であるとしている。⁽⁷⁹⁾ この信仰心の重要性を悟らせてくれたのが勢山の矢納会長をはじめとする天理教の人々であり、天理教教祖の事蹟なのである。そして、この信仰心の深まりが「慈悲寛大自己反省」の体得へのきっかけとなったのである。ここに終生、天理教に対して報恩の精神を抱き続けた理由がある。従って広池の思想形成、殊に「伝統の原理」の形成を考える上で、これら天理教の人々からの示唆と天理教教徒としての人心救済の体験は重要な意味をもっているといえることができる。

①今一色における体験と伝統尊重の精神の体得

広池の信徒時代の事蹟の一つに「今一色における人心救済の体験」がある。この一件の顛末については「回顧録」⁽⁸⁰⁾の中に示されている。それによると、日本語のいわゆる「誠」に関して会長〔天理教勢山教会・矢納幸吉氏〕

のいうところは、従来自分の考えているより以上の道徳的価値を含むものであることを知り、その「誠」を体得する方法を質問したところ「誠に到達する方法は、お助けをするにある」と指導され、実際に「お助け」の場を与えられるのである。その間の事情について「まず数人の病人に教理を説いたのであります。然るに、その次に出でたる病人は、三十七歳の婦人にて三ヶ年半の間、全身不随にして臥しておったのを助けよというのであります。ここにおいて私は真に当惑したのであります。その理由は物質的治療の方法既に尽きて、ただ死を待つばかりの病人に道徳心を注入して、その精神を更生せしめ、併せてその肉体の病を自発的に除去せしめようとするのでありますから、当惑するのは当然でありましょう。すなわち、この場合に当たっては私の学力も私の信仰上における勇気も、その仕事に比して実に微弱なることを自覚したのであります。ここにおいて私は不知不識の間に、神様のお力にすがったのであります」としている。⁽⁸¹⁾これが「誠の体験」と称されている事蹟であるが、この時、広池は「教えの親」(精神的伝統)の重要性を悟るのである。このことについては次のことばに端的に示されている。

この今一色における人心の救済の実行によりて、私はモラロジーにいわゆる伝統の大恩を痛切に体得したのであります。すなわち従来私は神、聖人、君主及び親の大恩はこれを知ってはおりましたが、今回自分の実行によりて始めて、感情的にかつ理性的に確実に体得するを得るに至ったのであります。

それは、私が今一色の大病人を助けんとする際に臨みて、覚えず自己の犠牲を払うて、他人の幸福を償わんとせし有様から推察して、自分のごとき誠の少ない人間でさえ多少の犠牲を払うて神様のお力を借り、もって他人を助けようとするのでありますから、彼の真実誠に富んでおるところの勢山支教会の矢納会長は、昨年以来私を助くるためには、必ず多大の苦心と犠牲とを払うておるに相違ない。この大恩を忘却しては私の前途は暗黒であるとの自覚を生じたのであります。爾来、真にその量においては恥ずかしきほど微少の物なれども、その大恩の万分の一を報ぜんとする寸志の表

現として、少しく変わりたるご馳走ある時には、直ちに会長を招待してともに食し、物品を求むる時には従来よりやや安価の品を二つ求めて、その一つは会長にこれを献ずるといふように致しておいたのであります。⁽⁸²⁾

そして、勢山教会から天理教本部へ赴任する前日、矢納幸吉会長に対して「その救済の恩、忘れ難し」とし、「慈恩高於山、深於海」〔慈恩山よりも高く、海よりも深し〕という言葉⁽⁸³⁾を贈っている。「心の親に対する情愛は肉親と均し」という格言を遺したのも、この矢納会長との出会いに由来している。⁽⁸⁴⁾この体験の中から「モラロジーは世界における天照大神及び四大聖人の道德系統に一貫する所の最高原理を抽象して、これを知識より見て純粹正統の学問と称し、これを道德より見て最高道德と称するのであります。故にその教説上の真理は公平無私にして、人類に対して普遍的性質を有しておるのであります。しかしながら、その道德実行の生命の普及は、単にその優秀なる真理の宣伝のみにて徹底するものではないので、優秀なる人格の力を要するのであります。然る時には最高道德の真理を宿す所の生きたる人格が無くては、人心の感激を喚起する原動力が無いのであります」と述べ、さらに救済における「人格の憧憬」の重要なことを強調している。⁽⁸⁵⁾要するに、天理教信徒との出会いによって「人格の感化」の重要性を知り、「精神的伝統」の重要性を知るのである。

②伝統尊重の意義の感得

晩年に至り、この時の体験を踏まえて「大をもって小に事うる」という教訓を提示している。⁽⁸⁷⁾「大恩に対する場合には正義をもって不合理に事え、大を以て小に事うるような神の心に一致する精神作用の人間を現代社会に要求している」と述べ、さらに『道德科学の論文』十四章十三節「精神的伝統」の条下において、ここに「大を以て小に事うる心」の出来ぬ人は「真の最高道德実行者」ではないとしている。⁽⁸⁸⁾これは「精神的伝統」に対する尊重と服従の精神の重要性を説いたものである。広池が「誠の体験」を通して、矢納会長から感得したものは「精神の親」の重要性と、それに従うことの意義であったといふことができる。このことから、広池をして天祖の真精神を悟ら

しめたる恩人として天理教教祖を位置付け、「私の年来の研究を実地に施す方法を悟らして下さったところの大恩者」と称している。⁽⁹⁰⁾そして、このことを更に一段深く感得せしめたのが、所謂「大正四年の困厄」である。この事件の発端は一朝一夕のことではなく、本部員との意志の不通ということもあつたであろうし、教会側と広池自身の思想上の相異ということもあつたであろう。しかし、広池は結果として經典問題の責任をとるといふ形で本部の職（天理中学校長、教育顧問）を辞するのである。この間の事情は当時の社会的背景もあろうが、広池の精神史上の問題としてみれば、本部職辞退という事件は重要な意味をもっている。それは、「慈悲寛大自己反省」の精神をもって「黙して退く」という態度をとる事により、自己の信条を実際に我が身をもって体験したことであり、又、この事件以来、天理教に対する報恩の念をますます深めることとなり、一方において一宗一派にとらわれない普遍的立場よりモラル・サイエンス（モラロジー）を提唱することの契機ともなっていくのである。⁽⁹¹⁾（後述）。

大恩とは この段階において「大恩の内容」として「精神の親」（精神的伝統）が加味され、次のように述べている。

大恩と申すは、(一)神の恩、(二)君主の恩、(三)親の恩、(四)先祖の恩、(五)社会の大功労者、(六)自己の魂を救済せる宗教の教祖、教会、(七)自己の物質的生活のもととなれる人（これは自分の下に働く人に対してもしかり）にて、その大恩者の根本は、これを科学的及び實際的にいえば、自己の両親であるのです。その他はこれより推究して親に準ずるのです。そこで親より上に上れば祖先となり、君主となり（これは日本だけの事）、神となるのです。次に自己の魂を救済して自己の心を生み直してくれた宗教家は、父母と同一の価値ある大恩人でしょう。次に自己の物質的生活を与えてくれた人と社会の大功労者とは、共に親と同一でしょう。かかる大恩を報ずる道が、⁽⁹²⁾最高道德の根本条件中、更に重大な条件です。

そして、広池はこの「大恩」への報いとして、後述するように天理教本部に対する絶対服従の意志を固め、人心の救済に全力を投じ、「あらゆる不合理

を甘受するだけの慈悲寛大な精神」を核とする「最高道徳」の提唱を悲願としてモラロジーの樹立に精進するのである。この間において諸般の苦難を「精神的伝統」への報恩の一念をもって対処していく。この渦中において、伝統への服従と報恩の精神の、個人的人格形成上に及ぼす効果を身をもって知るのである。ここに広池が、それ以降「精神的伝統」への報恩の重要性を説き続けた所以がある。

更に、モラロジーにおいては伝統尊重の意義を大きく二つに分けて説いている。その一つは国家・社会などの秩序・平和である。たとえば「そもそも伝統は、人類発達の原因中最も重大なる人間社会の法則であります。即ち伝統尊重の観念は、人間の慈悲・温和・服従・犠牲などの精神を伴うものなれば、自から秩序・統一・平和・幸福などの結果をもたらすのであり、ここをもって古代世界諸聖人の教えにおいて、伝統を尊重する理由の偶然ならざるを思わねばなりません。故に、この伝統尊重の真精神に近き者程、人類発達の原因に適合するのであります。されば個人にても団体にてもその盛衰の原因は、全くこの個人もしくはその団員の伝統尊重の精神のいかにある事が明らかになったのであります」とある⁽⁹³⁾。他の一つは個人の「品性の完成」である。たとえば「伝統に対する服従はただ形にも心にも服従するのみならず、更にいかなる場合にもこれを感謝せねばならぬのであります。即ち、たとえば伝統もしくは準伝統の人の病気を看護するとき場合に、その病人が種々の無理を言い、もしくは叱責するとき事あるも皆慈悲の心をもってこれを受け、毫も憤怒・怨恨せざるのみならず、これを感謝してますます至誠を尽かさねばならぬのであります。即ち自己のかかる奉仕によりて始めて自己の贖罪ができ、而してかかる困難な奉仕をなし遂げて始めて自己の高き品性が築かれるからであります」としている⁽⁹⁴⁾。そして遺稿の中に、「明治四十二年、天理教への入信を機として「一転して予は二つの大なる発見」をし、「多年懸案たる我が国体の淵源を明らかにするを得」、「多年徹底せざりし人生観の上に大悟するを得」とし、「ここにおいて予は国体擁護上、また個性の充実上より天理教を信仰するに至れり」としている⁽⁹⁵⁾。「国体擁護」は国家・

社会の平和と、「個性の充実」は品性の完成とに対応するものである。このことから「伝統の原理」の二つの目的についての考えも、広池の天理教信仰の体験が触媒となって形成されたといえることができる。

まとめ 以上述べたところにおいて「伝統の原理」を中核とするモラロジーの最高道徳論の原型を見出すことができる。そして、この伝統尊重の重要性を示す典型的な事例として聖人の事蹟があり、この聖人の事蹟こそ広池の所謂「道徳の事実」なのである。このことについては「聖人は皆、各それぞれに古代からの伝統を継承しておる。これを継承しておらぬ人ならば、それは聖人とは謂われぬ。聖人が伝統を重んずるのではない。伝統を重んずる高徳の人が、聖人と称せらるるようになって、百世の師と仰がるるに至るのである」と述べている⁽⁹⁶⁾。ここに前述した法制史研究における聖人論が流れているが、その後の体験を通して吐かれた言葉であるだけに含蓄あるものである。

そして、広池の大正期における天理教信徒として人心の救済への努力は、すべてこの「報恩」の精神の発露であることを見落してはならない。いいかえれば、全国に亘る社会教育活動や個人を対象とした救済活動は、困窮を極めた明治末から大正初期において自分自身の肉体と精神とが救済されたということに対する報恩としての行為であり、それは「教えの親」すなわち「精神的伝統」に対する報恩なのである。この間の事情は最近刊行された『広池千九郎日記』第一～三巻に記された事蹟を見ることにより、質量ともに想像を絶するものがあり、まさに一身を賭した活動であることが知れる。この間の努力が広池をして最高道徳実行者としての境涯に進化せしめた最大の因である。そして

モラル・サイエンスの伝統は五大系統に一貫せる真理を継承したものであるのです。しかしながら、ここに到達せる径路に至っては、一朝一夕の事ではなくして、多年一九〇九年より今日まで、幾多の曲折を経たるのみならず、口にも筆にも尽くし得ぬほどの精神的及び物質的困難を経て今日に及んだのであります。

而して、この間においてその困難に処する一々の精神作用と実行とが最高道徳の試練であったので、躬親ら最高道徳を行行事ができ、その結果が即ちモラル・サイエンスの学理となり、また最高道徳の百余箇条の教訓となつたのであります。⁽⁹⁷⁾

と述べているように、この間の努力の中からモラロジーの実践原理や格言・教訓などが生まれたのである。ここに、晩年に至り「余の歩んできた事蹟を知らなければモラロジーは理解出来ない」とする所以がある。

『道徳科学の論文』第十四章の「精神的伝統」の項は、以上の事情を背景として形成されたのである。しかし、この「精神的伝統」の条には、さらに重要な一項が付加される。

4 「潜在的伝統」論の形成—伝統論の展開(2)—

以上、天理教への入信と信徒としての体験が、精神的伝統を尊重し報恩するということの重要性を感得させたことを述べ、それが具体的には人心の救済として、ひいてはモラル・サイエンス研究として具現化されたということを論じた。しかし、この段階において「伝統の原理」の骨格はできあがったということができるが、広池の伝統論にはさらに重要な展開がある。それは「潜在的伝統」という観念の感得である。この「潜在的伝統」という考えは、伝統尊重という問題を実際に実行する場合の鍵をなし、モラロジーにおける「伝統の原理」の重要な部分を形成している。

前章で述べたように、広池は天理教との出会いによって自己の心身を救済され、その報恩の一念から人心救済に全力を投ずるのであるが、以後、具体的に二つの方向へ向かって邁進する。一つは天理教の教理を科学的に実証しようという意志であり、一つは全国遊説や講を結ぶなどして天理教教理の真精神を広めようというものである。

まず、天理教研究は明治四十年代から本格的に始めているが、大正期に入ると当時の最新の科学を用いて天理教の教理を実証していく決意を固める。これは天理教初代管長との約束でもあり、天理教信徒としての広池の使命感

のなせるものである。しかし、大正七、八年頃より「モラル・サイエンス」(道徳科学)を樹立し、より普遍的な立場より世界の人心を救済しようという目的をもって尽力しはじめる。ここに、特定の宗教との関わりを断つという決意をするのである。事実、天理教研究の成果は大正十三年に本部に献納しているが、モラル・サイエンスはそれとは別に、天理教と関わりなく完成しようとしている。その理由は、広池自身、純粋に学者としての立場からモラル・サイエンスを構築しなければ、世界の人々を救済することは出来ないと考えたためである。しかし、前述したように、モラル・サイエンスの実質を為す「最高道徳」は、天理教に対する信仰によって得た自身の体験を通して覚醒されたものなのである。ここにおいて広池はモラル・サイエンス研究大成の意志と天理教への報恩の情との間に立たされ、その苦難の渦中において宗教(信仰)を潜在的とし、道徳をもって顕在的とすべきことを感得するのである。

1) 「精神的伝統」への報恩とモラル・サイエンスの樹立

さて、広池千九郎は伝統尊重の精神の重要性を感得し、その服従の精神と行為がその人の品性に及ぼす多大な効果を経験した上で、さらに大きな試練の場に立たされる。それはモラル・サイエンスの公開をめぐる「伝統」の問題である。この問題を解決することによって初めて広池千九郎において伝統尊重の精神が確固として感得されたということができる。

①モラル・サイエンスの独自性

広池が「モラル・サイエンス」という用語を用いるのは大正7年の頃であり、それは、当初において天理教の教理を実証するという目的で考案されたものである。大正4年に天理教本部の職を辞してより、一信徒としての立場から、天理教から受けた恩に対する報恩としての教理研究と、自己終生の課題としてのモラル・サイエンス研究に尽力するのである。大正十一年十一月四日、天理教本部役員との話し合いにおいてモラル・サイエンス研究と天理教教理研究とを二分する方針を立てている。⁽⁹⁹⁾この直前において「決定(一)大

正十四年までに病の本の材料とか、因縁とか言う風に天啓と学文上の訳文、その他材料を並べて本部に提出す。(二)モラル・サイエンスは別に、大正十五年中に完成、十六年に英文を作る」と記しているように、この頃より独力でモラル・サイエンスを完成、独自に活動することを考えている。そして大正十二年六月には東京にモラル・サイエンス研究所を設立する主旨を認め、更に大正十五年には「謄写版を御高覧に供し奉るにつきて」と題する文の中で「モラル・サイエンスは純科学的にして、その普及法は全く教育による筈に有之、何等宗教に関係無之、本文中には一切の各宗教の名目も無之候」と述べている。

モラル・サイエンスと宗教 このように広池がモラル・サイエンスと特定の宗教との区別をはっきりさせようとした背景には、三つの理由が考えられる。第一は、モラル・サイエンスをあくまで純粋に学問としてうちだし、普遍的立場から宗教・信仰の意義を質し、世界の人類を救済したいという意図である。第二は宗教の特質を尊重するという意図であり、第三は当時の宗教家の有する独断的・教条的な面に対する懸念である。要するに「万有科学の基礎学」としての性格を保持するためには、特定の宗教との混同は是非とも避けなければならなかったのである。第一の点については、次のように述べている。

宗教は信仰しておれど、小生の研究と運動は純然たる学者の立場にして、あえて宗教と混同せず。

余は公平なる学者として、公平なる科学を推奨す。信仰とは別物なり。

モラル・サイエンスは科学なれば、ある宗教を通せば科学とならず。ただし潜在的には何宗何派を通しておっても差支えなし。

これらの言葉から、モラル・サイエンスを純粋に学問として提示する意志がうかがわれる。要するに広池の考えていたモラル・サイエンスとは「世界の最高道徳の五大系統に一貫せる真理を約収せるものにて、このモラル・サイエンスの最高道徳は、ある一つの人格（聖人とか開祖とか）を崇拜せず。故に王国を造らず、主権を設定せず。ただこれを宇宙の真理として全人類対

してこれを示し、すべて全人類の各種族、各階級、各職業のいずれの人の心をも救わんとの望みを有しているのでありますから、いずれの国民も、いずれの階級の人、いずれの職業の人をも、殊にいずれの宗教の本山も各寺院及び各教会も、僧侶も牧師も教師も皆これを御研究して下さって、各その各自の御心をこの最高道徳の通りに改造し、その新しき真の誠の御心をもって、その各自の宗教を改造し向上させて、世界人類の救済をまっとうして下さりませ」とあるように、すべての学問・教育・宗教などの基礎学なのである。よって特定の宗派にかかわることなく、また「最高道徳を宗教的に使用するということは、必ずしも一新宗教を建つことではない」ことを強調している。

第二の点については、「神・聖人」は全世界において共通する性格をもっているが、それに基づいて展開した各宗教は国家・個人との相異により人類共通のものではない。よって純粋に学問の立場を堅持するモラル・サイエンスにおいては、聖人と一般の人々との「中間機関」たる各宗教とは一切交渉しないことを原則とするとして、その理由について次のようにのべている。

「伝統についても宗教上の事は一切これを省きました。これ宗教を排斥したのではなく、一は最高道徳の本質を顧み、一は宗教の特質を尊重して、みだりにその可否を議せざる精神からここに至ったものであります」。これは宗教的な信仰心の深まりにより、多くの示唆を得た広池千九郎ならではの言葉である。この言葉の奥には、信仰というもののあり方に対する独自の思想がある。それは「現在及び将来における信仰というは神もしくは如来の守護を祈るということではなくして、神の心を信じて、この神の心に一致する精神作用及び行動を為す」ことであるとしている。ここに宗教的体験から学んだ信仰のあり方についての結論を見出すことができ、この考えは後年に至りモラロジーにおける神拝の心得として展開されている。

第三の点については、当時の宗教家に対する批判である。まず「宗教の専業者」つまり僧侶・牧師・教導職など宗教団体を経営し、また救済を職業としている人々に対する意見として次のように述べている。

既に一つの職業である以上は自己保存のために自らその団体のために尽力

するのが当然ですから、いずれも全く利己的精神から一切を割り出して行動するので、ここにおいて信仰の生命を失い、人心を救済することができぬようになり了するのであります。されば斯くの如くにして古来いずれの宗派においても自然に内部におけるものの相互に意見、利害を異にするに至り、紛擾反目の結果、派を分って分立し、もって相互に争うに至るのであります。〔中略〕かくのごとき専門者はいずれも道徳に立脚することを知らずして、単に神に対する信仰にのみ拘泥するが故に、その争う所を見るにただ神に対する形式上の言語・教義等の末節に止どまりて、個人の真の安心及び幸福と国家及び社会の平和・安寧などをいうごとき事はわずかも関係せず、信徒の争奪、反対者の攻撃及び自己の経営のごときことに熱中しておるのであります。⁽¹¹²⁾

また「傲慢は宗教家の特色なり。学者も貴族も富豪も皆傲慢なれど、それは己と他との比較の場合にあり。宗教家は一切向こう見ずの傲慢なり。これを改めねば世界の識者には容れられず」ともある。⁽¹¹³⁾無論すべての宗教人がそうだというのではない。この場合、東西の歴史に徴してこのような批判をしているのである。広池千九郎をしてこのような言葉を吐かしめるのは、それ相当の事実があったであらうが、ここにおいてはその事実よりも、この広池千九郎の批判の視点を紹介するに止どめる。

以上、三つの点に、モラル・サイエンスを発表するに際し、是非とも特定の宗教とのかかわりを断たねばならなかった理由があると考えられる。

しかし、特定の宗教とのかかわりを断つとはいっても、それを排斥するのではなく、むしろその宗教を改善していこうという意志をもっている。その具体的なあらわれが後述する「神恵講」の設立である。またモラル・サイエンスはあくまで学問として発表するという意志は、その当初より抱いていたものであるが、その場合も宗教を否定して学問を優先させるのではなく、前述したように宗教の特質を擁護していくという意図のあったことを忘れてはならない。

そこで広池のモラル・サイエンスと宗教とのかかわりについての見解を整

理しておこう。この両者の関係については「モラル・サイエンスはすべての道徳及び信仰の必要と標準とを示すものでありますから、そのモラル・サイエンスの効力は、モラル・サイエンスが独立的に宣伝される場合には、思想の変化を促す効力があります。そこでモラル・サイエンスはすべて家庭・学校ないし社会的教育にて、従来の倫理思想を一変させて、これを最高道徳に導くことは出来ませんが、しかし、その最高道徳的思想を実現するにはモラル・サイエンスが独立的に活動するだけでは、その力が薄い」とし、⁽¹¹⁴⁾「一般の人々に対しては、これをある宗教の信仰と結び付けて、最高道徳すなわち神の実質であるという信念を持たせねば、コンバージョンをさせることはできません。これは私が既に十余年間、実地に経験して得た結果です」と述べている。⁽¹¹⁵⁾このことから、モラル・サイエンスを学問として構築するということは、宗教を否定しているものではないということが確認できよう。また、モラル・サイエンスを世に問おうとする意図について次のように述べている。

一、宗教の信仰、特に猛烈なる信仰心を有する信者を作る事は社会・国家に必要あり。

一、しかしながら、又一方には、たとい信仰は浅くとも、現在の信仰もしくは道徳にすこしばかりの進歩を促して、広く一般に思想上に僅少でも善良の変化を与えることが出来たならば、社会・国家を益する事は少数の深き信仰を有する人を造るより大なり。

一、この点より既成宗教の普及も効力あらんが、モラル・サイエンスの社会・国家に及ぼす効力はまた大なるものあらん。⁽¹¹⁶⁾

しかし、ここで注意しなければならないのは、広池のいう宗教とは「今日世界における仏教・キリスト教及び神道のごとき真の人心救済に出発せる宗教を指すので、片々たる祈禱・呪いを主とする宗教を指すのではない」ということである。⁽¹¹⁷⁾要するに、モラル・サイエンスを確立し、世界の人々を救済するためには一宗一派にかたよることなく、普遍的な宗教・道徳を基準としなければならないのであったのである。ここにおいて特定の宗教の信仰を潜在的伝統として扱うという思想が提示されるのである。⁽¹¹⁸⁾

以上、モラル・サイエンスと宗教という観点から広池千九郎の見解を見てきたが、ここで問題となるのは、先に触れたようにモラル・サイエンスは純粋に科学として大成するということを決意すると同時に、「神恵講」を結ぶということを決意していることである。これは短絡的に考えると一見矛盾しているように見えるが、ここに広池千九郎の潜在的伝統に対する報恩の事蹟を見ることができる。

②「精神的伝統」への報恩と「神恵講」の設立

以上述べたように、広池がモラル・サイエンスの研究を思い立ち、それを独立したものとして提唱しようとした理由は世界に通ずる普遍的な道徳を目指すためであった。しかし、一面において報恩の意志から天理教教理の普及という目的を抱き、講を結ぶ意志を固めている。大正八年八月三十一日の『日記』には「モラル・サイエンスの完成と上流の布教を為す事。布教の結果は講社又は教会を設け、自ら統率するも不苦⁽¹¹⁹⁾」としている。また大正九年には「研究所」の設立を具体化したい意向をも記しており、教会と研究所とを併設したい意志を抱いている⁽¹²⁰⁾。そして大正十年には天理教本部において次のような誓いを立てている。

一、いかなる事あるも、皆自己の不徳に有之事を自覚し仕り、御道一条の心変わらず、御本部の御高恩忘れざる事。〔中略〕

一、いかなる事あるも御教理の研究を大成して、先管長様の御命令を果たさしていただく事。

一、右、御教理は世界の平和幸福を図る外、教会制度と矛盾せず、人心救済の出来候様に、最善の努力をさしていただく可申事。〔中略〕大正十年六月二十五日午前十一時、帰本のまま御神前に誓う。⁽¹²²⁾

この中で、先管長の命令とは、明治四十五年、初代中山真之亮管長との間にかわされた教理結集の約のことである。そして、第三条にある「教会制度と矛盾せず」とは、人心救済のために天理教の教会制度に沿う方法をとるということであり、具体的には「講」を結ぶことへの意志表示であると考えられる。このことを明示しているのは、大正十一年九月十日の日記である。

それには「(1)学者としてのモラル〔モラル・サイエンス〕研究大成。(2)平和実践家として人心救済を為す事」という誓いを立てたのち「中流以下を救う為に講を結ぶ事⁽¹²³⁾」とし、それは「最高道徳」を行ない個人の幸福と社会の平和とを目的とするものであるが故に「平和講」と称したいとしている⁽¹²⁴⁾。しかし、広池は、一方において東京にモラル・サイエンス研究所を設置したい意向をもっており、これは天理教の教理をも含めた総ての宗教・道徳に関する実証的な研究を為すところである。その準備としてか、大正十一年十月二十五日には、養徳院拡張工事を機に、その蔵書を東京へ引き上げている。そして、その後二十九日に「決定」として

(一)大正十四年までに病の本の材料とか、因縁とかいう風に、天啓と学問上の訳文、その他の材料をならべて本部に提出す。

(二)モラル・サイエンスは別に大正十五年中に完成、十六年に英文を作る。

(三)右の間にポツポツ、モラル・サイエンスを説く事(宗教をも高潮する)。

(四)中流以下は天理教を本として説明する事。⁽¹²⁵⁾

と記し、十一月五日には、管長宅にて当時の天理教教理学部の人々の前で、モラルサイエンス研究の動機・理由・方針・将来のことなどを披瀝し、合議の上で、研究をモラル・サイエンスと教理研究との二つに分つのである⁽¹²⁷⁾。ここにおいて広池は本部の意向を酌み、専心教理の研究・普及に努力するとともに、一方において宗教を超えた立場から道徳科学の研究を本格的に開始するのである。そして「大正十二年以降、心定め」として、「勢山の部下として布教に従事するも可なり。一講社の建立できれば幸なり」としている。大正十二年にはさらに具体的に講を結ぶことを強く希望し、「本に付かざれば本を改造するを得ず。故に本部直轄ができればそうしてもらふこと。責任は大なれど、これが人類に尽くす大なるつとめとなるなり⁽¹²⁸⁾」と述べている。この希望は適えられ、大正十二年に「神恵講」を設立する。その間の顛末は注130を参照されたい。

広池千九郎における最高道徳の実践 広池千九郎は何故これほどに講を結ぶことに執着しているのであろうか。それは「余は天理教祖のために大正元年

不治の病を助けられたり。その報恩としての神恵講を開いて人心救済をはじめたり⁽¹³¹⁾とし、「宗教の信仰と世界宗教への進歩は必ず出来る、神恵講の理想はここにある⁽¹³²⁾」とし、「神恵講の理」と題する資料には次のように記されている。まず「予は一宗派でも建て得るる力を有す。然るに従来、社会から見下げられている所の宗教を信じて、その末派に居り、苦勞の底からはい上がろうとするのは何故であるか」として

第一は、とにかく一度、その教理の一部に感じて助けられた大恩あり。

第二は、教祖の純真なる道徳的実行の偉大を認む。

とし、第三に自ら一派を開いたのでは自分の心の高慢を表したことになり、助けられた大恩を忘れることとなり、自らの品性を完成するに害あるがためとしている。そして、「この低い正直な且つ大なる犠牲の心が将来世界平和と人類の幸福とをもたらす所の主要なる基礎を造るものでしょう」と述べている。更に「大正元年十二月夜に私は私の名と利とそして享楽との三つを棄てて、人類の為に努力させていただきますと誓いました。その心を永久に維持させていただきまして、神恵講の御許しを得る決心をしたのです。しかし、私の講名を得た目的は、私の本部における深き因縁を確信して、その上に御本部の理を尊び、その御命令を神の命令と同一に考えて、只々人類救済の目的の為に、ここに至っただけのことで、普通の宗教家が名利の為に教導職の昇進を希い、また寺や教会を建てるとは、全くその目的がちがいます⁽¹³³⁾」としている。

既に論じたところによって、広池千九郎が天理教と出会うことにより大きな示唆を得、宗教的信念の重要性を感得し、所謂最高道徳実行の核心的部分を体得した事が知れた。この間の事を、天理教は「私の年来の研究を実地に施す方法を悟らせて下さった所の大恩者⁽¹³⁴⁾」であるとし、この恩を忘れては自分が救われぬと考え、これを「潜在的伝統」として尊敬し、報恩していかなければならないことを自覚するのである。広池のこの意志は、まず人心の開発に対する努力として現れている。大正期における全国を巡回しての講演や重点的な労働問題の解決への尽力である。そして、この報恩の精神の具体的

な現れが、前述した神恵講の設立なのである。たとえば、天理教祖の為に大正元年の不治の病を助けられ、その報恩としての神恵講を開き人心救済を始めたと述べ、

かく人心救済をなして神様・御教祖様の御心を安め奉り、而して一方には、余は別に財産も無く、物質の余裕も無き故に、その助けをさせていただいた信徒の誠意よりいづる物質を神恵講の費用に充て、その他はすべてこれを教祖の御子孫に献じて、これを喜んでいただく考えである。ただし右の理由によりてまったく名利の念なく、専心報恩の為に努力させていただくのみ。元来人間一切の本たる我が肉体上の御守護は、直接に根本神霊の御心に合致するのいかん⁽¹³⁵⁾に在るが故に、伝統のいかんを論ぜず名利の存在する所⁽¹³⁵⁾にのみ服する心事にては、肉体上の御守護を受けるを得ず。

とのべ、更に「大恩を受けたる団体（寺院もしくは教会）から不合理を強制せられ、喜んでこれに服従する事の出来るのは、世界において生命ある宗教の信者のみであります。私は決してこの不合理を強制する寺院もしくは教会の習慣・制度を是認するものではないのです。しかしながら私は大恩ある教会から強制するところのこの不合理を甘受するだけの慈悲寛大な精神の人間を、現代に要求してやまぬのであります⁽¹³⁶⁾」と述べている。そして、この事を実現するための具体的方法が講を結び、人心救済に努力する事なのであり、広池千九郎における最高道徳の実践は、まさにこの点から出発したのである。

2) 「潜在的伝統」論の確立と「伝統の原理」の形成

①「神恵講」の返納と「報恩協会」の設立

このように広池千九郎の天理教に対する報恩の精神を具体的に表したものが「神恵講」の設立であるが、当時の事情に鑑みて、返納のやむなきにいたっている。「神恵講の名をもってしては中流以上を救済する事の困難を感ぜられ、神様に御伺の結果、天理教の信仰は潜在的伝統として、天照皇大神を顕在的伝統として救済に従事す⁽¹³⁷⁾」としている。そして実際には昭和四年四月

に天理教に関する一切の職責を返納し、以後、昭和二年に設立した「報恩協会」⁽¹³⁾に全力を尽くすのである。この「報恩協会」は、途中で名称の変更があったとはいえ、実質的には現在のモラロジー地方事務所の先駆を為すものである。

これらの行動は次のような考えに基づいている。「伝統は大切なれど、しかし又一方に一つの具体的伝統のみを固執して、専心これに奉仕して他を顧みざる事は、いつの間にか不知不識に利己主義に陥り、今後の道徳としては大なる欠点にして自他の損失であります」とし、その弊害は「第一に、それにては自己の世界狭くして社交上の利益なく、第二には、自己の知識の発達を防げ、第三に、人道と衝突して行きつまり、ただに精神的及び物質的生活の発達をせぬのみか、終には困難に陥り滅亡に至る」点にあるとしている。ここにいう「具体的伝統」とは広池千九郎についていえば天理教の教祖ならびに教理を授けてくれた人々をいう。ここで「伝統の原理」の目的が国家社会の平和にあると同時に個人の人格の完成を旨とするものであったことを思い出していただきたい。ここにおいて後述するように広池は「中間機関」（具体的伝統をいう）の変更という考えを提示するに至る。そして、広池の体得した精神的伝統への報恩は次の三通りに帰する。すなわち「〔第一に〕自分を開發して自分の心に最高道徳を入れ、以て自分の心を改めさせて救済して下さった人（宗教家、道徳家及び教育家、その他）及びその人の精神生活を直接に支配せるマスター（主人）を、心の生み直しの親としてその人に奉仕し、その救済の大恩を報じ、併せてその子孫を敬愛する事。第二には、その自分を開發せる人の所属系統の教会、寺院若しくはインスティテュートとその宗教または道徳教の開祖を敬愛する事。第三は、その所属系統以外のすべて全世界の聖人の教訓及び実行並びにあらゆる学問上の学説を尊崇して、博大の知識と道徳心を涵養し、人道的に社会に奉仕する事を勧むる事⁽¹⁴⁾」としている。そして、この「第三」に該当するのが「報恩協会」である。このことからモラロジー団体の設立やモラロジー教育の普及もすべて伝統尊重の念に基づいたものであることが理解されよう。

そして、その途次、「伝統における中間機関（精神的伝統）の変更の可否」という眼前の問題について、熟慮している。以下長文であるが、精神的伝統への報恩の問題について、苦難の末、考定した結論は次の通りである。諸伝統の内にて精神救済の伝統は、神（本体）と諸聖人との下に更に吾人に達するまでの伝統があるのです。これ即ち宗教の伝統でありまして、これは聖人と吾人との中間に存する精神的救済の機関であります。

既に述ぶるがごとくに、神（本体）と聖人とは人類の共通崇拜の目的物たる性質を有すれど、その下に起こった所の宗教は聖人の教えに就いて、あるいはその一部分を伝え、あるいはこれに多少の曲折を加えて伝え、各一の教義を有して主権を有する精神的王国を形成しておるがため、これは人類共通の性質を欠いておって、一部分的性質を有しておるのです。〔中略〕しかしながら万一真にその宗教が吾人の精神を生み改めたものであったならば、その恩沢は大なるものでありますから、たといいかなる事あるも、これを見捨てる事は最高道徳にて許されぬ事であります。しかしながら左の場合は真にやむを得ぬ事とも考えられます。

(一)自分が教会もしくは寺院より破門もしくは退去を命ぜられたる場合。ただしこの場合事の曲直はいずれに在るかにしても、永久にその大恩ある教祖・派祖及びその子孫に対しては、永久に礼拝・感謝の意を表すべき事。

(二)教会もしくは寺院の廃絶もしくは国法にて禁示せられたる場合。ただしこの場合に在りても永久に教祖・派祖などの大恩を忘れてはなりません。

(三)自己の不平もしくは不利益のためと言う意味でなくして、広く世界の人心を救済するには現在自分の所属の教派・教会（寺院）に、このまま属しておっては不適當と認める場合。即ち従来宗教に教派を生ぜし原理はこれである。しかしながら、この場合はただ単に口実のみではいけません。真に世界を助けたいと言う慈悲心の溢れたる余りに、我が身の利害を顧みるに暇なく、真の至誠心に出でたるものであれば、やむを得ず旧

教会を見捨てても差し支えありませんが、万一左もなくは神の心に背く事になりまして、却って自分の滅亡を来す事になるのです。されば普通人の軽々に断行べき事ではありません。⁽¹¹¹⁾

広池千九郎の場合、(一)ではなく(二)に該当することは、前述したことによって理解されよう。これは広池が宗教的信仰を止めたのではなく、信仰は潜在的なものとするべきであるということの感得を前提とする。たとえば

伝統とは、自分の最高道徳上の信仰及び思想の大系を形造る動機を与えてくれた最高道徳の宗祖、派祖及び先輩の最高道徳における信仰及び思想の事で、自分を開発して自分の精神を最高道徳に傾倒させてくれた人及び、その人の伝統である。そこでその名は必ずしも人毎にこれを説く必要はない。心に存してその人及びその子孫を大切に保護して行く自己の行為そのものが自分の伝統である。⁽¹¹²⁾

よって伝統とは、「宗教的に言えば」、「(一)神、(二)自分を産んだ父母・祖先・舅・姑・養父及び養母等、(三)その次は自分の心を生み直し自分の生涯末代(万世不朽)の幸福をあたえてくれたところの宗教の祖師・教会の長及び直接に教えを取り次いだ布教師であります。而して、その子孫のものにてもこれを親とするのです。これがすなわち最高道徳です」とある。⁽¹¹³⁾そして「対心親情愛均肉親」〔心の親に対する情愛は肉親と均し〕……これが自分を反省して見て起こってくれば自分の救われておるのです。(予の矢納会長に対すること)⁽¹¹⁴⁾と述べている。さらに「潜在的伝統に立てられて尊敬を受けるものは、常に必ず神聖にして神(本体)の正しき伝統を受けたるものに限るのであります」とし、「信仰の対象が神聖なためにいかなる場合にもこれを棄却することが出来ぬので潜在的伝統が出来るのであります」としているのは、⁽¹¹⁵⁾「伝統は動かす事は出来ぬ」という一念からである。この伝統尊重の精神こそ最高道徳の眼目とするところである。

②精神的伝統への報恩と広池千九郎における最高道徳の実践

以上、精神的伝統における潜在的伝統論の形成される過程を見てきたが、このことは更に「精神的伝統に就きましては特に一言注意を致さねばならぬ

事があります」として次のように述べている。

それは神(本体)と諸聖人との二つに対しては、凡そこの地球上にてこれを尊敬し、これを信仰せぬものはないはずであるので、これを信ずる事をせぬのは、未だその人が最高道徳に到達する徳を欠いておるのですからやむを得ぬ事であるので、この二つに対する信仰は人類の共通道徳であって何時いかなる所に在りても公然はばかりの事はないのであります。然るにこの下から起こって来た所の宗教というものは種々の教義を有し、各主権を設定して団体を形造り、以て精神的王国を建設して、その口実はとにかくとして、その実は国家に対し、はた相互の宗教団体に対して独立国をなしておるのであります。それ故に純科学的で且つ教育的である所のモラル・サイエンスの最高道徳にては、その当然の結果としてこの宗教団体をば神(本体)及び聖人と吾人一般人類との中間機関として取り扱い、以て全く言語・文章及び行動の上に表現する事を致さぬのであります。そこでこの最高道徳を聞いた御方はたとい何宗何派に属する人も、又新たに何宗何派に属しても自由であります。そうして、その信仰を精神の奥に蔵めておいてその信仰をこの最高道徳にて活躍させるようにしていただき、而してその宗教的伝統は各自の心の中に尊敬しておってこれに対して報恩をば怠らぬようにすべきです。⁽¹¹⁷⁾

このように、宗教を潜在的なものとする考えの確立は、道徳を以て顕在的即ち普遍的なものと考えを背景としている。また、この宗教をもって潜在的とせざるをえなかった事情を回顧して次のように述べている。

自他、第三者の社会一般の進歩及び幸福を阻害する場合には、自分の徳と力とがこれを脱出して、確実にそれ以上の事が出来ねば、精神的は勿論、具体的にもこれを離れる事が出来ぬが、しかしそれはやむをえぬ時です。ただし革命的ではいかぬ。自分の不徳を反省しつつ黙して自然に徐々に人知れず離れて、別の方向に向かうのである。この場合には、その先方の不合理なる程度とこちらの分離する時期及び方法などについては適当でなければならぬから、大なる慈悲と知識を要す。⁽¹¹⁸⁾

この「大なる慈悲と知識を要す」と結んでいるところに広池の苦心の跡をうかがうことができ、この間における「困難に処する一つ一つの精神作用と実行とが最高道德の試練」であったのである(前掲)。ここに「慈悲寛大自己反省」の精神をもって「最高道德実行の第一根本精神」とする所以がある。

まとめ このように天理教を以て潜在的伝統とするまでに精神的な葛藤を繰り返しつつ、直面する問題に対して一つずつ自己と相手と究極の理想を実現するに最も良い結果をもたらす方策を考え実行してきたことが、広池千九郎の最高道德実践であり、ここにおいて「最高道德」の実践原理、ことに「伝統の原理」の核心的部分が確立するのである。いいかえれば広池は天理教と出会い、そのことによって自身が救われ、全霊を注いで天理教のために尽力しようとした矢先、教典問題で本部を辞職せざるを得ない窮地に立たされた。しかし、一度助けられた恩に報いるため、天理教教理の研究と普及に尽力する一方、モラル・サイエンスの研究に取り組むのである。けれどもモラル・サイエンスを純粋に学問として打ち出し、普遍的な道德を提唱するためには、天理教に対する報恩を潜在的なものとしてせざるを得なかったのである。そこに至るまでの境地は想像を絶する苦悩の連続であったにちがいない。この苦悩の中において体得されたのが潜在的伝統論である。ここにおいて伝統に対する服従と報恩とが、いかに自己の精神作用の進化に効力があるかを知るのである。そして、ここに伝統に対する報恩の精神が自己の品性の完成に多大な益を与える事を説き続けた所以がある。すなわち「宗教的伝統は各自の心の中に尊敬しておいて、これに対して報恩をば怠らぬようにすべきです」といい、⁽¹⁴⁹⁾「道德は人と人との関係にして、人と他物との関係にあらず。故に神を信ずるだけの行為にては道德にあらず。伝統に仕えて、これに尽くす心ありて始めて最高道德的信仰は成立す。人間の幸福は信仰のみにては実現せず、道德の実行にて実現するものなり。されば直接に神もしくは聖人に詣づるか、尽くすとかしても、それは旧き信仰にて最高道德的信仰にあらず。最高道德的信仰は必ず伝統を経由して神に奉仕す。(中略)右実行の精神を他人の心に移植する事を人心の開発といい、その極致を救済という」という言

葉は、⁽¹⁵¹⁾十数年間に亙る辛苦から得た広池の心の総括である。また「最高道德の救済は、その人が伝統中心になった事を意味する」とし、⁽¹⁵²⁾「聖人が伝統を重んずるのではない。伝統を重んずる人が聖人と称せらるるようになって、百世の師と仰がるるに至るのである」という言葉も、⁽¹⁵³⁾これら多くの体験を踏まえたものということが理解されよう。

これらの思索と体験によって『道徳科学の論文』における「精神的伝統における顕在的伝統と潜在的伝統との区別」、「潜在的伝統として永久に真の信仰を受くるものは却って尊し」などの項目が形成されるのである。

結 び

以上、広池千九郎の生涯を通して「伝統の原理」が形成される過程を考察した。それは、まず青少年期における家庭環境や就学によって先鞭をつけられたものであった。そこで培われた敬神・崇祖・愛国・孝行の精神は、その後、法制史や神道の研究により学問的基礎を付与され、理性的に裏付けられた確固とした信念となった。この段階において家の伝統・国の伝統への報恩が説かれ、それらは総て根本の神ともいふべき本体の意志を継承するという点において尊重されるものであった。しかし、天理教への入信により精神的に感化を与えてくれた恩人、即ち「精神的伝統」の重要性を新たに感得するのである。そして、大正四年の一件以来、モラル・サイエンス研究およびモラロジー教育の普及をめぐる苦難の末、宗教は個人的なもの、潜在的なものであるべきことを悟り、「潜在的伝統」という考えを提示するのである。このことにより、初めてモラロジーを特定の宗教とかわりなく、純粋に学問として世に問うことの正統性が正されたといえることができる。そして、この潜在的伝統に対する報恩の事蹟こそ広池千九郎における最高道德の実践であり、晩年の境涯を開く要因であった。よって「最高道德の完成は精神伝統の恩を感じ、これに報恩することによりて成立す」と訓示し、⁽¹⁵⁴⁾さらに自ら死に至る直前まで筆を離さなかったのも、この報恩の精神の為せるものである。

広池千九郎の学究と求道の生涯は、この「伝統尊重の精神」によって一貫

しており、モラロジーにおける「最高道德」の特質もここに在るということができる。ここに「伝統の原理」は「道德の事実」を帰納したものであり、最高道德において初めて存するという所以がある。そして、「伝統尊重の精神は世界の平和の基礎となると同時に、その本人の人格を高めていく」とするモラロジーの考え方の根拠、ひいてはモラロジーの教学全体の礎があると考えられる。更に、前述した「潜在的伝統」という考えは「精神的伝統」に限らず、他の諸伝統にも応用され得るところに、⁽¹⁵⁾「伝統の原理」の実践論としての特色を見いだすことができるのである。

以上の経緯を経て『道德科学の論文』第十四章第九項「最高道德においては伝統を重んず」の一項が形成されるのである。なお広池千九郎の思想形成ということでモラロジー（道德科学）の体系の形成にふれる余裕が無かったが、このことについては別稿「モラロジーの形成」において考察する。

(1986. 1. 2. 畑毛富岳荘にて)

注

- (1) 「伝統」という言葉は特殊な意味で用いられ、モラロジーの術語の中で最も遅い時期に確定されたものである(初出は大正十四年)。当初その訳語を「Line of Succession」としていたが、昭和3年に至り「Ortholinion」という新造語を当てている。この語はギリシャ語の「オーソ(オルトス)」「真っ直ぐ」と「リノン(糸)の合成語であり、「我々人類の肉体的および精神的生活を創造し、もしくは進化せしむるところの純粹正統の系列(the series of pure orthodoxy)」を意味する(新版『道德科学の論文』⑦ pp.262-3)
- (2) 同上 ⑦ pp.261-2
- (3) 同上 ⑦ pp.214-5、⑧ 291-2
- (4) 広池半六著 広池千九郎編『浄土往生記』まえがき 昭和4年刊。
- (5) 『近世文明近世思想の由来と将来』pp.79-80 大正4年刊行。
- (6) 「初忘録」(『広池千九郎日記』p.10)
- (7) 「初忘録」(『広池千九郎日記』p.19)
- (8) 「履歴第二号」(『広池千九郎日記』p.32)

- (9) 広池春子著『思い出』(pp.25-26) および原田政太「広池博士の孝心」(『校友会雑誌』大正7年 大分県立中津中学校校友会)など。
- (10) 『孝道の科学的研究』p.163 昭和4年刊。
- (11) 『予の過去五十七年間に於ける皇室奉仕の事蹟』p.30 昭和13年述・昭和16年刊。
- (12) 『麗沢大学紀要』第39号所収 昭和60年刊。
- (13) 『新編小学修身用書』例言 明治21年刊。
- (14) 「学校生徒実業を重ざる習慣を養成する方案」(『大分県共立教育会雑誌』17号 明治19年刊)
- (15) 『中津歴史』例言 明治24年刊。
- (16) 『小学歴史歌』緒言 明治22年刊。
- (17) 『史学普及雑誌』7号 pp.2-6 明治26年刊。
- (18) 「宮永の大火燬文」明治25年4月11日(広池千九郎関係資料・広池博士記念館蔵)
- (19) 「初忘録」(『広池千九郎日記』p.18)
- (20) 「履歴第二号」(『広池千九郎日記』p.31)・「夜間学校教育法」明治20年(広池千九郎関係資料)
- (21) 広池千九郎関係資料
- (22) 『東洋法制史序論』明治38年刊。(『東洋法制史研究』p.96以下 昭和58年刊)
- (23) 同上p.102
- (24) 『論文』⑥ p.1325(旧版)
- (25) 『モラロジー研究』No.10所収 昭和56年刊。
- (26) 『東洋法制史序論』(『東洋法制史研究』pp.207-209)
- (27) 日本の皇室に在りては歴代の天皇天縱英邁にして、第一にその仁徳乾坤を覆載し、その古来歴史上に著名なる仁徳天皇、並びに延喜、天曆の聖帝は勿論、何れの御代もその実際において人民を愛撫せさせ玉いし事蹟は、全く中国の聖人の治世に等しくして、長多くも博愛仁慈の聖徳は国民の徳義の模範として十分なるべく、第二には、歴代天皇は勿論、皇族の方々に至るまで、その才知優れさせ玉う事は是れ亦国民智的鎮磨の模範として奉るべく、第三に、歴代皇室の体容の壮大美麗にましますこと、これ亦実に国民の一齊に欽仰し奉る所にして、凡そ何れの

点より観るも、天皇の命令がその国の法律という語の意義と一致すると云われる日本の皇室は、単に現在においてのみならず、過去二千五百有余年一百二十余代の御代においてその主権者としての職分を完全に行いし事は勿論、その国民の尊崇を受くる点において、国家諸階級の最上に位する個人としての公德と私徳とにおいて、最も完全なる模範を示し玉いたる事、歴史の証明する所炳然として火のごとく、近年世界に有名なる武士道のごときは、皆日本皇室の実際上に示し玉える教訓の積集して成れるものにして、その今日(明治三十七年、露国を征伐するの日)五千万国民の同心一体、天皇の為に水火を辞せず、以て国家の大難に当たるの原因たるや、その来る事実之久しく且つ深くして、決して一朝一夕に養成せられたるものにあらざる事を知るを得たるなり。而して、この事たるや予は積年研究の結果、非常に夥しき史料を有すれども、今は只姑く抽象的にその大要を述ぶるのみにして、その詳細は將に憲法史発表の日に譲らんとす。読者請う之を諒せよ。

(『東洋法制史研究』 pp. 219-220)

(28) 『東洋法制史序論』(『東洋法制史研究』 p. 221)

(29) 『東洋法制史講案』(広池千九郎関係資料)

(30) 『伊勢神宮』緒言第一 明治41年。

(31) 『伊勢神宮』緒言第二 明治41年。

(32) 外国の学者は、天祖をもって太陽となし、月読尊を以て太陰となし、その他古事記・日本書紀に現れたる諸神明を以て、他の野蛮国民の自然物崇拜、もしくは拝物教と同一視するの誤解より、ついに我が敬神思想の前途に向かって、将来この日本の諸神崇拜の風が漸次に絶滅して、キリストの一神教に帰するに至る時代ある事を想像するものなれども、これ真に外国人が我が日本国民の天祖を初め、今日奉祀せらるる所の諸神社に対する崇拜が、単に一種の迷信にあらずして、此くの如く、条理整然たる理由を基礎としたる信仰に本づける事を知らざるに出ずる誤見にして、且つ従来、彼等の帰納的研究に供せし所の材料は、彼等の同人種間、及び南米、南洋等の野蛮人種間における道徳的現象、並びに宗教的現象のみなりしが故に、其研究より得たる所の原則は、猶お不完全にして、その全然人種を異にし、文明の基礎を異にせる東方アジアの諸民族、殊に日本民族の風俗、習慣、制度に向かい、その原則を応用してこれを律せんとするは、これ学問上の誤謬を生ずる一大原因にして、彼等の研究がその東方の学問に一道の光明を

認むるまでに到達するは、前途尚お遑遠の事と謂うべきなり。(『伊勢神宮』 pp. 19-20)

(33) 『伊勢神宮』 p. 21

(34) 同上 p. 31

(35) 同上 p. 32

(36) 同上 p. 36

(37) 同上 p. 38 なお、この点については「中国においては拝天の思想に本づきて、天を崇拜するの外、総国民の大祖先というものなくして、その大望ある者ひとり天の代表者として国民の崇拜を受けるに止どまるのみなるが故に、その種族、個々に分立して、親族的に全国民を結合するの中心点なし。従って絶対崇拜の目的物たる天の外は、人類平等無差別の主義を固執し、天の大道においては天賦平等の恩沢に浴して生まれ出たる人類は、各平等にその幸福を享受すべきものなる事を信じて、個人主義に傾き、その個人の父子兄弟等における人類自然の血縁的愛情に重きを置き、殊にその所生をもって無限の恩となして、孝道を奨励し、孝は百行の本と称した」としている。(『伊勢神宮』 pp. 36-37)

(38) 「神道講義」(広池千九郎関係資料) 明治41年

(39) 神道は神の法則にして、我が日本帝国の大道なれば、我が国家の創立、我が日本人の発生と共に、同時にその国家並びに吾人の祖先に伴いて起こりしという事は、殆ど疑いを入るべからざるべければなり。何となれば即ち凡そ事物は、その発生並びに存在、活動に伴うて、その発生の法則、存在の法則、活動の法則を具えざるものなればなり。(「神道史」明治41年)

(40) 「神道講義」(広池千九郎関係資料)

(41) 「神道史」(広池千九郎関係資料)

(42) 我が国神道の起源は、我が国民の民族性に基づきたる天祖の大詔にあるとするとき、神道の性質は自づから定まれり。即ちこれ宗教にあらずして、倫理道徳の教えなること自然の結果なり。しかしながら、我が古代の慣習が神道の一部分の基礎となりたるとするときは、神道の内にも宗教の要素を含むことまた当然なり。ただ神道は右の理由よりして、その本質は倫理道徳の教えというべく、而してその内部において宗教をも包含すといふべきのみ。果たして然るときは、我が日本の神道はキリスト教・仏教などと異にして、これをもって直ちに宗教という

こと能わざるなり。(「神道史」同上)

- (43) 「神道講義」(同上)
- (44) 「神道史」(同上)
- (45) 『神社崇敬と宗教』p.2 明治44年述(大正4年刊)
- (46) 同上pp.12-13
- (47) 同上pp.17-19
- (48) 同上p.23
- (49) 同上pp.23-24
- (50) 同上pp.26-27
- (51) 同上p.48
- (52) 同上pp.53-54
- (53) 同上p.55
- (54) 同上pp.59-61
- (55) 同上pp.60-62
- (56) 同上pp.65-66 および p.70
- (57) 同上p.78
- (58) 同上p.81
- (59) 同上p.85
- (60) 同上pp.85-87
- (61) 同上pp.91-101
- (62) 同上pp.105-106
- (63) 同上pp.108-109
- (64) 同上pp.116-117
- (65) 同上pp.134-135
- (66) 「神道の根本教理に就いて、倫理の方面においては、単にこれをもって国民道徳の帰着点となし、国家人心の統一を求めんにありといえど、その神道の宗教としての方面においては、更にこの根本教理を延長して、これを世界的・人類的に拡張し、すべて人類の生命・財産・自由をもって、皇祖・皇宗の大神の所有、もしくはさらにこれを推し上げして宇宙創造神の所有なるがごとくに説明して、而してすべての人類をして犠牲的観念を發揮せしめ、もってその宗教の最上目的

とする人心救済の上に及ぼさんとするものごとし」と述べ(「神道史」)、更に「すべて人類社会において一大事業を完成する方法は、所謂宗教的信心並びに宗教的行為に待たざるべからざること、古今東西を通ずるの現象なり」とも述べている(同上)。よって、神社は日本国民の道徳の源泉であり、日本国民の宗教心の中心であるとするのが、広池の神道に対する基本的な認識である。そして、この「人心救済」(宗教的部分)と「国民道徳の普及」(倫理的部分)との合致したものが「宗教的神道」であり、天理教なのであった。

(67) その理由については「元来自分は、神道家でも、国学者でもなく、漢学を基礎として、法制史を専門にして居る者であるが、しかし一方井上頼国翁の門人であって、随って四大人の学統を承けたものであるのと、古事類苑の編纂に一四・五年も従事したとの理由に拠って、国書を深く多く読み、神道というものに一通り通じて居ったので、専門学の傍らこの神道史を担任するに至った」としている。(「予が信仰」『全国神職会会報』147号 明治44年)

- (68) 「予が信仰」同上p.26
- (69) 「神宮中心国体論」(『伊勢神宮と我が国体』大正四年 全集4 p.53)
- (70) 同上pp.12-13
- (71) 「予が信仰」(『全国神職会会報』147号 p.27)
- (72) 「モラル・サイエンス草稿」大正中期(広池千九郎関係資料)
- (73) 同上
- (74) 同上
- (75) 「私はこの間に処して神様にもたれて、心を安んじ天職を楽しんでモラル・サイエンスの研究を励んだのであります。初は物質的に多大の苦しみを受けまして、少々宛いただいた金は、家族の衣食住に東京の私宅に送り、私は天理教会の一隅を借用してここに住し、一銭の所持金もなく、郵便を出すにもその郵税がなくて困難した時がありました。又魚肉をも獣肉をも二ヶ月もたべず、ただ素飯とすこしばかりの野菜と塩のみを食して日を送った事もありました。而して、すべてこれに処するに私の信仰を持ってしたので。これが即ち最高道徳であって、一思慮、一事件ないし一困難のある毎に、これを処するに当たりて伝統的道徳と最高道徳を比較考査の上、最高道徳に傾注して行き、ついに而してモラル・サイエンスは正にこの間から生まれ出でたのであります。(モラルサイエンス草稿)

- (76) 「モラル・サイエンス草稿」(同上)
- (77) 同上
- (78) 同上
- (79) 同上
- (80) 「回顧録—新科学モラロジーを確立するに至るまでの予の精神的及び物質的
生活の実物的記録—」昭和4年述(『社会教育資料』70号所収)
- (81) 同上(『社会教育資料』70号 pp.8-10)
- (82) 同上pp.13-14
- (83) 『遙かなる悲願』p.100(昭和60年刊)
- (84) 広池千九郎関係資料
- (85) 同上
- (86) 同上
- (87) 「第一五十鈴河畔の教訓」(『道徳科学研究所紀要』1号 pp.6-7) 昭和3年。
- (88) 広池千九郎関係資料
- (89) 『論文』⑦ p.354
- (90) 同上 ⑨ p.103
- (91) 『広池千九郎日記』第1巻 p.292
- (92) 広池千九郎関係資料
- (93) 同上
- (94) 同上
- (95) 同上
- (96) 同上
- (97) 同上
- (98) 大正13年5月に、それまで研究してきた天理教教理を本部に提出している
(『広池千九郎日記』)。また「天理教教理資料—心身関係に関する著述または論文
の翻訳—」として教理を実証する資料集の緒言が遺されている。
- (99) 『広池千九郎日記』(大正11年11月4日)
- (100) 同上 大正11年10月29日
- (101) 広池千九郎関係資料
- (102) 同上

- (103) 同上
- (104) 同上
- (105) 同上
- (106) 同上
- (107) 同上
- (108) 同上
- (109) 同上
- (110) 同上
- (111) 同上 なお、このことについて広池は、人知の発達に伴い信仰についての考
えかたも進歩し、「神の性質のいかなるものかを知りて、神は無限の慈悲を有し、
己を捨てて物を育するものなりとのことを覚り、これがために人類がただ神に向
かって祈願するのみに止どまらずして、自己の同類なる人間に向かって真実の道
理を行なうということが、神の心に適うものなりとのことに心づきしことなり」
とし、ここにおいて神に対する信仰は「神の威力に服する」のみではなく、自然
界及び人間界の法則のすべてを「神の威稜」の致すものとし、その恩恵に感謝
し、「報本反始」の實を挙げることを意味するようになったとしている(「神祇
史」)。また「神に対して、その恩寵をもとめる方法は、ただ単に神を拜むのみでは
足らぬので、人に対して慈悲の心を持ち、道徳の訓練せねばならぬというよう
になったのである」(広池千九郎関係資料)、また日本の古典によれば「信仰の實質
は単に神を拜し、神に祈禱するというだけではなくして、根本神靈の意志・目的
を認め、これに一致して活動する所に在ることを知っておった」とし、「神を信
仰し、神の恩寵を求めん所以は、即ち神の意志・目的に合致する心事・行為をも
って人を愛し、世のため国のために無我の慈愛をもって働くということに在るの
で、これが國民としての道徳である」というような思想が行なわれていたとして
いる。そして「神の性質を自覚して、神は己を捨てて人の為にするものなれば、
これに一致する道徳を行なうのが宗教の信心であり、倫理上の道徳だと悟って己
を捨てるのが、我が国古代の宗教の信条であり、また倫理の極致である。この
天祖の行為が建国の本となった」としている(同上)。
- (112) 広池千九郎関係資料
- (113) 同上

- (114) 同上
- (115) 同上 また「将来、モラル・サイエンスの最高道徳を聴く人が、ある優秀な宗教の信者のごとくに深き信仰と篤き犠牲心とを体得せらるることを希望する」と述べている(同上)。
- (116) 同上
- (117) 同上
- (118) 「最高道徳はこれを一般的に言えば、教育的に人類全般の思想・感情を美化し、道徳の質を向上させ、人類文化の基礎を建設するに在り。個人的に言えば、これに対して道徳及び行為の標準を示し、その精神的及び物質的生活の基礎を建設するに在るので、宗教(道徳的に人を感化する宗教を指す)と共に相寄り相まって、人類社会の進歩・幸福に利益を与うる」(モラル・サイエンス草稿)という基本を貫くため、宗教を潜在的に扱うという考えを提示するのである。すなわち「今、最高道徳においては故らに宗教的伝統を除去するのではありませぬが、およそ科学的にして且つ教育的立場に在る所のモラロジーの最高道徳の教育にては、やむを得ず宗教を潜在的に取り扱うのです。然るに最高道徳はたとい宗教の伝統を潜在的に取り扱うても、その宗教の信者に対して、各自に深くその宗祖及びその宗祖の子孫を尊敬し、且つ物質的にも報恩を怠らぬように教育するのであります」(『論文』① p.389)と述べている。
- (119) 『広池千九郎日記』大正8年8月31日
- (120) 同上 大正9年4月28日・5月14日など。
- (121) 同上 大正9年8月28日
- (122) 広池千九郎関係資料
- (123) 『広池千九郎日記』大正11年9月10日
- (114) 同上 大正11年9月10日
- (125) 同上 大正11年10月25日
- (126) 同上 大正11年10月29日
- (127) 同上 大正11年11月4日
- (128) 同上 大正11年末
- (129) 同上 大正12年2月8日
- (130) 大正十二年三月二十九日、当時の幹事松村吉太郎と会談の結果、天理教が当

時進めていた海外布教の準備として教理の和英両文を早く完成するように依頼され、広池千九郎自身は、この仕事に情熱を注ぐと同時に、それと並行して教理を実証するために「モラル・サイエンス」の研究を大至急完成することを決意している。このことを山沢為造撰行者に話したところ、その発意にて講名の下付となった。そして、四月六日、松村幹事の同意を得て先管長夫人の許可を得、二代中山正善新管長により直轄講として「神恵講」の命名がなされたのである。このとき「余は今後御本部直属となりて、真の御道を通らせていただき、御本部の御恩と勢山の御恩とを報じ、あわせて甲賀・蒲生にも報恩せざるべからず」と記している(以上 モラルサイエンス草稿)。この間に発せられた天理教管長、職務撰行者山沢為造あての三月三十日付けの「講名御願」などの関連の証書が遺されている(広池千九郎関係資料)。

この神恵講の実態については充分知り得ない部分が多い。しかし同年六月二十二日には月次祭をとり行ない、また神恵講の人たちのための心得などが遺されている(「神恵講一同の心得」・「信者諸君のお心得」など)。その後この神恵講を中心として教理の普及に尽力する一方、同年六月、東京に「モラル・サイエンス研究所」を設立する意志を表示している(「モラル・サイエンス研究所設立の主旨」広池千九郎関係資料。広池千九郎にとってこの両者は決して相い反するものではなく、教理を普及する機関としての神恵講と、その教理をも含めたよりひろい視点からの研究機関という関係に位置付けられていた。この神恵講においては『助け一条の御話し』(油印 大正11年)などが読まれていたらしく、また、たびたび講話などが行なわれている。また広池は大正十三年十二月六日に「最高道徳実行会」なるものを設立している(『日記』)。この会については現在「最高道徳実行会内規」なる遺稿が遺されており、それによると、宗教色を抜き、「モラル・サイエンス」にもとづいた談話・講話を聞き、その「最高道徳」の実行に励むための会合であったらしい。その後、この会は立ち消えとなっている。

次に大正十三年十月二十六日に奈良県丹波市町勾田に新宅を建て神恵講の拠点としている(大正十一年養徳院拡張のため、それまで借りていた一室を明け渡している)。また『日記』に「神恵講の人々を愛育すること」(大正十四年三月十五日条)、「今後永久に神恵講の人々へは、一般の人々と同じく、研究所の方にて一般的教理を仕込む事。但し人心救済の深き心を造るは講の方にて、教祖並びに

予の信仰上における深き苦勞の精神を仕込む事」としている(同日)。このことから広池の神恵講に対する肩入れの程が知れる。しかしその後、大正十四年十月三十一日の「治定」にて、神恵講を教会制度に改めない事を決定している。この間にどのようないきつがあったのか充分に知りえないのであるが、当時の宗教団体のもつ弊害に鑑みたものであろう。よって「何事でも自分で目的を立ててやれば、もはや最高道徳にならぬ。他と対立するから敵ができる」とし、「神恵講でできれば、敵多し」とも記している(広池千九郎関係資料)。そして昭和三年にいたり「爾來神恵講の名を以て救済に従事せしも、宗教の弊害多きため、神恵講の名をもってしては中流以上を救済する事の困難を感ぜられ、神様に御伺いの結果、天理教の信仰は潜在的伝統として、天照皇大神を顕在的伝統として救済に従事す」と決定した(『日記』昭和三年一月四日 他筆)。そして昭和四年一月二十一日付けにて、中山正善管長あてに「教導職辭職御願」および「講名返納御願」を提出している。この願い書は受理されて、ここにおいて天理教との形式的な関係は一切なくなるのである。しかし、このことと広池千九郎個人の天理教に対する信仰および報恩とは別に考えなければならない。

- (131) 広池千九郎関係資料
- (132) 同上
- (133) 同上
- (134) 同上
- (135) 同上
- (136) 同上
- (137) 『広池千九郎日記』昭和3年1月4日
- (138) 報恩協会(Pro-duty Society)とは、モラロジーの精神の普及を願う人々の自発的な意志による任意団体。昭和2年1月29日渋谷に設立、その後各地に設立される。(この名称は昭和2年2月11日より使用。昭和11年1月23日、類似宗教との混同をさげ、「モラロジー某々地方開発事務所」と改称され、若干、制度上の変更はあったが、実質的には、そのまま今日に至っている。
- (139) 広池千九郎関係資料
- (140) 同上
- (141) 同上

- (142) 同上
- (143) 同上
- (144) 同上 この後文において「これなければ自分はまだ救われぬのです。従ってこのままでは永久の幸福なく、又何人に話をしても教われる人はいない。かかる人はただ最高道徳の受け売りをして、心親を形の上のみ尊敬しこれを利用し、もって自己の成功をはかるに過ぎず。故にある時に至れば心親の欠点を指摘して反抗しおわるのです」と述べている。
- (145) 『論文』⑦ p.390
- (146) 広池千九郎関係資料
- (147) 同上
- (148) 同上
- (149) 『論文』⑥ pp.289-290
- (150) 広池千九郎関係資料
- (151) 同上
- (152) 同上
- (153) 同上
- (154) 同上
- (155) 『論文』⑦ pp.391-397

**Formation of “The Principle of Ortholinon”
—Life of Chikurō Hiroike and the Deepening
Process of the Spirit of Respecting
Ortholinons —**

Hajime Ide

It is possible to say that in Chikuro Hiroike's life there existed a consistent spirit and conduct of “respect for ortholinons” which was based on his family environment and school education in his childhood and also developed through his religious experiences in his adulthood. The manifestation of this “respect for ortholinons” took various forms, such as his achievements as an educator, as a man of salvation, or as a scholar. In his later life he founded a school through which he intended to make the teachings of moralogy widespread. He did this with a true spirit of “respect for ortholinons.” Therefore, in his *Treatise on Moral Science*, he stresses that the most important characteristic of moralogy is to show clearly the principle and fix it as the foundation of education.

In short, the principle of ortholinon is the core of Chikuro Hiroike's moral thought. In this essay, I would like to make clear the process by which Chikuro Hiroike's moral thoughts were formulated and developed in his youth and early adulthood, by considering how various kinds of moral conduct, such as respect for God, respect for ancestors, patriotism and filial piety, helped to establish the “principle of ortholinon.” Contents of this essay are as follows:

1. Family environment and school life in Chikuro Hiroike's youth—the foundation of the spirit of “respect for ortholinons”
2. Study of the history of the system of law and of Shinto—academic foundation of the spirit of the “respect for ortholinons”
3. Formulation of the theory of “spiritual ortholinons”
4. Formulation of the theory of “implicit ortholinons”